

本則施行ノ際現ニ齒磨、化粧品又ハ飲食物品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル箔、紙又ハチユーブヲ使用スル場合ニ限り第一條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

本則施行ノ際現ニ第三條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用スル場合ニ限り第三條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第四條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

金 使用 規則

(昭和十三年八月二十日)
大藏省令

第一條 金ヲ用ヒタル製品(金ヲ含ム合金、金鑑、金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液及金化合物並ニ之等ヲ用ヒタル製品ヲ含ム以下同ジ)ハ當分ノ内之ヲ製造スルコトヲ得

ズ但シ醫療用トシテ必要已ムヲ得ザルモノ又ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ大藏大

臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號

二 製品ノ種類、數量及價額

三 材料トシテ金地金(金ヲ含ム合金、金鑑及潰金ヲ含ム以下同ジ)ヲ使用スル場合ハ其ノ金ノ品位及純量

四 材料トシテ金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液又ハ金化合物ヲ使用スル場合ハ其ノ數量、種類及價額並ニ含有スル金ノ純量

五 第三號又ハ前號ノ材料タル金ノ調達方法(買入ルル場合ハ其ノ買入先ノ住所及氏名又ハ

商號)

六 製造ノ期間

七 製造ヲ必要トスル事由

八 申請ノ時ニ於ケル同種製品ノ手許保有高

九 製品ヲ輸出スルモノナルトキハ其ノ輸出先竝ニ最近一年間ノ輸出先國別輸出實蹟

十 従業員ノ員數、製造能力等營業ノ規模ヲ知ルニ足ル資料其ノ他參考トナルベキ事項

第三條 當分ノ内物ノ加工又ハ修繕ノ爲ニ金ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ醫療用トシテ必要已ムヲ得ザルモノ又ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條ノ規定ハ前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ニ關シ之ヲ準用ス

第四條 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營マントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書正

副二通ヲ大藏大臣ニ提出スベシ店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ承繼セントスル者亦同ジ

一 届出者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號

二 會社ニ在リテハ其ノ資本金及代表者ノ氏名

三 店舗ノ所在地

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ前項各號ニ掲グル事項ニ付變更ヲ生ジタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル届出書正副二通ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

第五條 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ハ帳簿ヲ備ヘ日日ノ金地金ノ取得、處分及保有ニ關スル一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スベシ

第六條 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ハ各月ノ金地金ノ取得、處分及保有ノ狀況ヲ附屬書式ニ依リ記載シタル報告書正副二通ヲ翌月十日迄ニ大藏大臣ニ提出スベシ

第七條 金地金ノ販賣業ヲ營ム者(店舗ヲ設ケザル者ヲ含ム)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ノ外ハ金地金ヲ讓渡スルニ付大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 政府ニ賣却スルトキ

二 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ニ讓渡スルトキ

三 醫療用トシテ必要已ムヲ得ザルモノノ製造ニ使用スルモノナルコトヲ確認シタルトキ
四 金使用許可證ノ呈示ヲ受ケタルトキ

前項第四號ノ規定ニ依リ金使用許可證ノ呈示ヲ受ケ金地金ヲ讓渡シタル者ハ其ノ金使用許可證ニ讓渡年月日、種類、數量、價額及自己ノ氏名又ハ商號ヲ裏書スベシ

第八條 大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ金ヲ用ヒタル製品ヲ製造スル者ニ對シ金ノ使用量又ハ其ノ製品ノ種類若ハ數量ヲ制限スルコトヲ得

大藏大臣ハ金ノ使用制限ニ付必要アリト認ムルトキハ金地金ノ賣買ニ關シ價格、數量又ハ取引ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

附 則

第九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 第一條ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ製造ノ過程ニ在ル金ヲ用ヒタル製品ニ關シ之ヲ適用ス

第十一條 本令施行ノ際現ニ店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書正副二通ヲ本令施行ノ日ヨリ三週間内ニ大藏大臣ニ提出スベシ

- 一 届出者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號
- 二 會社ニ在リテハ其ノ資本金及代表者ノ氏名
- 三 店舗ノ所在地

四 最近一年間ノ金地金ノ賣買實績

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ第四條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ト看做ス

液體燃料非常管理令

揮發油及重油販賣取締規則

(昭和十三年三月七日)
商工省令第八號

第一條 本則ニ於テ揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル礦油ヲ、重油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八七六二ヲ超ユル黑色、褐色又ハ暗綠色ノ礦油ニシテ不透明ナルモノ（コールタールヲ除ク）ヲ謂フ

第二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ購買券（第八條ノ規定ニ依ル記載ナキモノニ限ル）ト引換フルニ非ザレバ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

イ 御料品

ロ 官廳用品

ハ 軍用品

ニ 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節若ハ領事ノ自用品又ハ在本邦外國大使館公使館若ハ領事館ノ公用品

ホ 航空機用品

ヘ 船舶安全法ニ依ル近海區域若ハ遠洋區域ヲ航行區域トスル船舶、本則施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶（船鑑札規則第一條第一項第一號及第二號ニ掲グル船舶ヲ除ク）又ハ本則施行地ニ住所ヲ有セザル者ノ所有ニ係ル船舶ノ用品

ト 汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業、機船底曳網漁業又ハ専ラ漁獵場ヨリ漁獲物若ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル船舶ニシテ外國港灣ニ出入スルモノノ用品

二 揮發油ヲ一リツトル以下賣渡ストキ

三 重油ヲ五リツトル以下賣渡ストキ

四 販賣ノ目的ヲ以テ買受クル揮發油又ハ重油ノ販賣業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

五 精製又ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受クル石油精製業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

六 精製ノ爲使用スル目的ヲ以テ買受クル石油精製業者ニ重油ヲ賣渡ストキ

七 石油運搬用自動車又ハ石油運搬用船舶ニ使用スル目的ヲ以テ買受タル揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

八 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アリタルニ因リ購買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第三條 購買券ハ商工大臣ノ定ムル限度内ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）之ヲ發行ス

第四條 購買券ハ揮發油ニ付テハ一ガロン券、五ガロン券、五リットル券、十リットル券、十八リットル（一罐）券、百リットル券、一キロリットル券及十キロリットル券ノ八種トシ重油ニ付テハ十八リットル（一罐）券、九十リットル（五罐）券、百八十リットル（十罐）券、一キロリットル券、十キロリットル券及百キロリットル券ノ六種トシ各種ニ付赤色及青色ノ別ヲ設ク購買券ハ別記様式ニ依ル

第五條 赤色券ハ船舶ニ使用スル爲揮發油又ハ重油ヲ買受ケントスル者ニ、青色券ハ船舶以外ニ使用スル爲揮發油又ハ重油ヲ買受ケントスル者ニ之ヲ交付ス

第六條 購買券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ交付申請書ヲ揮發油又ハ重油ヲ工場又ハ事業場ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ所在地ヲ、自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ主タル使用地ヲ、船舶ニ使用セントスル場合ニ於テハ船籍港（漁船並ニ船鑑札規則第一條第一項第一號及第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所地）ヲ、ガソリン機關車、ガソリン動車、ディーゼル機關車又ハディーゼル動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ地方鐵道又ハ軌道ヲ經營スル者ノ主タル事務所ノ所在地ヲ其ノ他ノ場合ニ於テハ其ノ者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

前項ノ購買券交付申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 買受ケントスル揮發油又ハ重油ノ數量

二 用途

三 使用設備ノ概要

四 使用豫定期間

五 交付ヲ受ケントスル購買券ノ種類及枚數

六 前回購買券ノ交付ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ種類及枚數

第七條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ船舶以外ニ使用スルモノナルコトヲ知リテ赤色券ト引換ヘ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第八條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換ヘタル購買券ニ引換後遲滯ナク當該販賣場ノ名稱及引換ノ年月日ヲ記載スベシ

第九條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換ヘタル購買券ヲ故ナク他人ニ引渡シ又ハ破棄スルコトヲ得ズ

第十條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ其ノ開設後一週間以内ニ左ニ掲グル事項ヲ販賣場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ其ノ販賣場ヲ廢止シ又ハ届出デタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

一 販賣場ノ名稱及位置

二 取扱ニ係ル石油ノ種類

三 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ノ氏名名稱及住所

第十一條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事

項ヲ記載スベシ

一 受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所

二 販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所

三 引換ヘタル購買券ノ種類及枚數並ニ引換ノ年月日

購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リツトル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リツトル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ毎月左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 前月中ニ受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所

二 前月中ニ販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所

三 前月中ニ引換ヘタル購買券ノ種類及枚數並ニ引換ノ年月日

購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リツトル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リツトル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第一項ノ報告書ニハ前月中ニ引換ヘタル購買券ヲ添附スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條及第十一條ノ規定ハ昭和十三年五月一日ヨリ、第十二條ノ規定ハ同年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ揮發油若ハ重油ノ販賣業又ハ石油精製業ヲ營ム者ハ販賣場毎ニ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第十條各號ニ掲グル事項ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ

石油ノ消費規正ニ關スル件

(昭和十三年三月十六日燃料局長官通牒)
一三燃一第 六二六號

先般當局係員派遣ノ上石油ノ消費規正ニ關スル商工省令案等ニ付打合會開催致候モ省令ノ施行上尙疑義ノ存スル點有之ヤニ付テハ右ノ點ニ關シ左記ニ依リ御取扱相成度爲念此段依命及通牒候也

記

一、商工省令第二條中

(イ)官廳用品ノ範圍ハ國費又ハ府縣費ヲ以テ支辨スベキ揮發油又ハ重油ニ限ルコト但シ常時

警察消防用トシテ使用スル自動車（市町村ニ於テ所有スル消防自動車ヲ除ク）ニ使用スルモノニ在リテハ國費又ハ國縣費ヲ以テ支辨セザルモノト雖モ官廳用品ニ準ジ取扱ヲ爲スコト

（ロ）軍用品ノ中ニハ政府ノ管理工場ニテ使用スルモノヲ含マズ

（ハ）一各號中「ニ」ノ領事ノ中ニハ名譽領事ハ含マザルコト

（ニ）一各號中「ヘ」ノ船舶ノ中ニハ漁船ヲ含マザルコト、尙「ト」ノ漁船ノ種類船名等ニ關シテハ追テ通知ス

二、省令第二條一各號中「ロ」「ハ」「ニ」「ヘ」「ト」ニ該當スル揮發油又ハ重油ニ關シテハ販賣業者ハ果シテ右該當品ナルヤ否ヤ認定ニ困難ナル事情モ有之ヲ以テ販賣業者ニ對シテハ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ス場合ニ於テ右該當品ナルコトヲ證スル何等カノ證明書（證明ノ方法等ニ關シテハ購買者ヲシテ便宜ノ方法ニ依リ證明セシムルヲ可トス）ヲ受取り置カシムル様通達シ置クコト

三、省令第十條ノ販賣場ハ揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ノ各營業所竝ニ直營給油所ヲ届出シムルコト（販賣契約及代金決済ヲ爲サザル貯油所、油槽所、製油所等ハ届出ヲ要セズ）

尙藥品店等ニテ一立以下入ノ壘其ノ他ノ容器ニ入レタル揮發油又ハ重油ヲ購入シ販賣シ居ル場合ニ於テハ之ヲ販賣場トシテ取扱ハザルコト

四、揮發油若ハ重油精製業者ノ所有ニ非ザル石油運搬用自動車又ハ石油運搬用船舶ニ使用スル揮發油又ハ重油ハ省令第二條七ニ該當セザルモ右ハ揮發油及重油ノ消費規正ニ對應シ其ノ配給ノ圓滑ヲ期スル爲規正比率ハ無駄排除ノ程度トシ特ニ制限セザルコト

追而一三燃發第二九號ヲ以テ照會致置候購買券ノ價格ニ關シテハ一枚約八毛（五百枚綴約四十錢）ノ豫定ニ有之候條希望ノ向ハ至急當局宛揮發油重油別ニ種類枚數（豫メ二三箇月分ヲ取纏メ作成シ置クヲ便トス）等ヲ通知相成度

尙商工省令ニ基キ廳府縣令公布ノ上ハ遲滯ナク其寫一部當局宛御送附相煩度

除虫用重油ニ關スル件

(昭和十三年三月三十一日燃料局長官通牒)
一三燃一第八八九七號

地方的偶發的ニ襲來スル稻ノ蟲害ヲ除去スル爲水田内ニ撒布スベキ重油ハ石油消費規正ニ關スル商工省令第二條「八」ノ「其ノ他已ムコトヲ得ザル事由」トシ購買券ニ依ラズシテ販賣シ得ル様御取扱相成度此段爲念及通牒候

尙此ノ場合ニ於テハ警察署等ニ於テ右ノ場合ニ該當スル重油ナルコトノ證明方法ヲ講ズル様相成度此段申添候

揮發油及重油販賣取締規則ニ於ケル重油ノ範圍ニ關スル件

(昭和十三年三月二十六日燃料局長官通牒)
一三燃一第七五五號

揮發油及重油販賣取締規則第一條ニ於ケル重油ノ範圍ニ關シテハ其ノ取扱上尙疑義ノ存スル點有之ヤニ被認候處右ハ左記ニ依リ御取扱相成度爲念此段及通牒候也

記

「潤滑ノ用ニ供スル目的ヲ以テ製造セラレタル礦油」ハ省令第一條ニ謂フ重油トシテ取扱ハザルコト

右以外ノ礦油ニシテ省令第一條ニ規定セル範圍ニ該當スルモノハ總テ省令ニ謂フ重油トシテ取扱フコト

硝酸非常管理令

昭和十二年商工省令第二十七號(昭和十二年法律第九十二號第二條ニ依リ硝酸ノ製造ニ關スル件)

硝酸ノ製造ヲ爲ス者ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ硝酸ヲ製造スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ゴム非常管理令

ゴムノ使用制限ニ關スル件

(昭和十三年七月九日)
(商工省令第五十三號)

左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハインディアラバー、パララバー、ラテツクス、ジロトン、バラタ、ガタパーチャ又ハ再生ゴムヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 總ゴム長靴
- 二 總ゴム短靴(雨靴、オーバークイーツ及豆靴ヲ含ム)
- 三 草履及下駄(鼻緒及爪革ヲ含ム)

- 四 スリツパ
- 五 手袋(醫療用ノモノヲ除ク)
- 六 衣服用ベルト
- 七 タイイル
- 八 ラバリユーム
- 九 手摺ベルト
- 十 マツト
- 十一 デスクシート
- 十二 家具用キャツプ
- 十三 クツシヨンゴム
- 十四 ガーデンホース
- 十五 ゴムバンド

- 十六 絲 ゴム
- 十七 空 氣 枕
- 十八 スポ ン チ
- 十九 玩 具
- 二十 廣 告 用 氣 球
- 二十一 海 水 浴 用 具
- 二十二 運 動 用 具
- 二十三 チ ュ ー イ ン ガ ム

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ材料ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ本令ヲ適用セズ

ゴ ム 靴 ノ 販 賣 制 限 ニ 關 ス ル 件

(昭和十三年七月九日
商工省令第五十四號)

總ゴム長靴及總ゴム短靴(雨靴、オーバーシューズ及豆靴ヲ除ク以下同ジ)ハ小賣ヲ除キ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ軍ノ注文又ハ輸出注文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者其ノ買受ケタル總ゴム長靴又ハ總ゴム短靴ヲ販賣セントスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件第一項ノ規定ニ依リ團體
指定ニ關スル件

(昭和十三年七月九日)
(商工省告示第八十二號)

ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

日本護謄工業組合聯合會

東京ゴム靴卸商業組合

ゴム配給統制規則

(昭和十三年七月九日)
(商工省令第五十五號)

第一條 本則ニ於テゴムトハインデイアラバー、バララバー、ラテツクス、ジロトン、バラタ
及ガタバーチヤヲ謂フ

第二條 ゴムヲ輸入シタル者ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下配給機關ト稱ス)以外ノ者ニ之
ヲ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ

第三條 ゴムヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者(以下工業者ト稱ス)ハ
商工大臣又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ用途別ニ割當テタル
數量ヲ超エ當該用途ニゴムヲ使用スルコトヲ得ズ但シ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國
ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スル場
合ハ此ノ限ニ在ラズ

統制團體ハ前項ノ規定ニ依ル割當ノ用途別總數量ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第四條 商工大臣前條第一項ノ規定ニ依ル割當ヲ爲シタルトキハ工業者ニ對シ其ノ者ノ割當數
量ニ相當スル別記様式ノゴム購入票ヲ交付ス

統制團體ハ工業者ニ對シ其ノ者ノゴムノ割當數量(委託ニ依ル製造又ハ加工ノ爲使用スルゴ
ムノ割當數量ヲ除ク)及其ノ者ガ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用
スルゴムノ數量ニ相當スルゴム購入票ヲ交付スベシ

統制團體ハ前項ノゴム購入票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第五條 工業者ハゴム購入票ト引換フルニ非ザレバゴムヲ買受クルコトヲ得ズ

第六條 配給機關ハゴム購入票ト引換フルニ非ザレバゴムヲ販賣スルコトヲ得ズ

配給機關ハ工業者ヨリゴム購入票ト引換ヘニゴム購入ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第七條 工業者ハゴム購入票ト引換ヘ買受ケタルゴムヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第八條 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料トシテゴムヲ使用シテ製造又ハ加工シタル物品ヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國若ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ

第九條 工業者ハ毎月十日迄ニ前月中ニゴム購入票ト引換ヘ買受ケタルゴムノ買受先別及種類別數量ヲ商工大臣又ハゴム購入票ヲ交付シタル統制團體ニ報告スベシ工業者ガ其ノ輸入シタルゴムヲ使用シタル場合ニ於テ其ノ種類別使用數量ニ付亦同ジ

第十條 配給機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ引換ヘタルゴム購入票ヲ商工大臣又ハ之ヲ交付シタ

ル統制團體ニ差出スベシ工業者ガ其ノ輸入シタルゴムヲ使用シタル場合ニ於テ其ノ使用數量ニ相當スルゴム購入票ニ付亦同ジ

第十一條 工業者及配給機關ハ帳簿ヲ備ヘ買受及販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ

第十二條 工業者ハ其ノ製造又ハ加工シタル製品ノ數量及原料又ハ材料ニ付商工大臣ハゴム購入票ヲ交付シタル統制團體ノ検査ヲ受クベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ゴムヲ販賣スル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ニ於ケル臨時輸出入許可規則第一條ノ許可ヲ受ケ未ダ輸入セザルゴムノ種類別數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

本則施行ノ際現ニゴムヲ所有スル者(工業者ヲ除ク)ハ本則施行ノ日ヨリ五日以内ニ商工大臣ノ指定スル價格ヲ以テ之ヲ配給機關ニ讓渡スベシ

配給機關ハ前項ノ規定ニ依ル讓渡ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコ

トヲ得ズ

別記様式

(表 面)

一九六

(日本標準規格A列六號)

第 號

ゴム購入票

昭和 年 月 日發行
昭和 年 月 日迄有効

購入者(氏名又ハ名稱)

(住所)

英噸

商 工 省

(裏 面)

注 意

- 一本購入票ハゴム購入ノ際引換ニ之ヲ販賣業者ニ交付スベシ
- 二本購入票ハ之ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ
- 三本購入票ト引換ヘ買受ケタルゴムヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ
- 四本購入票ヲ以テゴムヲ買受ケタル場合ハゴムノ買受先及種類別數量ヲ直ニ商工大臣ニ報告スベシ
- 五本購入票ト引換ヘゴムヲ販賣シタル者ハ直ニ本購入票ヲ商工大臣ニ差出スベシ

ゴム配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ配給機關指定ニ關スル件

(昭和十三年七月九日
商工省告示第百八十三號)

一九七

ゴム配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ配給機關左ノ通指定ス

日本護謨輸入組合

東京ゴム原料卸商業組合

大阪生護謨卸商業組合

神戸護謨原料卸商業組合

ゴム配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ統制團體

指定ニ關スル件

(昭和十三年七月九日
商工省告示第百八十四號)

ゴム配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ統制團體左ノ通指定ス

日本護謨工業組合聯合會

ゴム配給統制規則附則第三項ノ規定ニ依リゴムノ價格

指定ニ關スル件

(昭和十三年七月九日
商工省令第百八十五號)

ゴム配給統制規則附則第三項ノ規定ニ依リゴムノ價格左ノ通定ム

| 品 種 | 一 封 度 當 價 格 |
|-----------------------|-------------|
| スタンダードリプトスモークドシート | 五三・七五錢 |
| チャイニーズプライムリプトスモークドシート | 五三・二五 |
| グツドF・A・Q・ | 五二・七五 |
| F・A・Q・ | 五二・二五 |
| ローF・A・Q・ | 五〇・七五 |
| オフシート | 五〇・二五 |
| ファインリプトアンスモークドシート | 四九・七五 |
| グツドリプトアンスモークドシート | 四九・五〇 |
| ファインペールクレープ | 五八・〇〇 |
| グツドペールクレープ | 五五・五〇 |
| | 五七・〇〇 |
| | 五六・〇〇 |

オフカラーペーリツシユクレープ
フラインブラウンクレープ
グツドブラウンクレープ
ブラウンクレープ
ダークブラウンクレープ
ダーククレープ
パーククレープ
セイロンクレープ
ブランケツトB
ブランケツトC
ブランケツトD
ブランケツトE

二〇〇
五三・〇〇
五〇・七五
五〇・二五
四九・五〇
四八・〇〇
四六・七五
四三・五〇
六五・〇〇
五〇・七五
五〇・〇〇
四七・二五
四六・二五

スマトラクレープA
スマトラクレープB
スマトラクレープC
フラインプレインアンスモークドシート
グツドプレインアンスモークドシート
ミツクスプレインアンスモークドシート
F・A・Q・カツテイング
グツドカツテイング
スタンダードカツテイング
スキミング
カツプウオツシング
ツリースクラツプ

五二・二五
五〇・二五
四九・二五
五九・〇〇
五六・〇〇
五〇・二五
四九・〇〇
四九・七五
五〇・七五
四八・五〇
四八・〇〇
四二・五〇
二〇一

二〇二

ア
ー
ス

三五・〇〇

バラ
ラ
バ
ー

七八・〇〇

ラテツクス(ゴム含有量三五パーセント)

二八・八七

ラテツクス(ゴム含有量六〇パーセント)

五二・五〇

ラテツクス(ゴム含有量六一パーセント)

五三・七三

ラテツクス(ゴム含有量七五パーセント)

六四・八七

前記價格ハ七月六日スタンダードリプトスモークドシート(ケース入)シンガポール寄付相場二十四仙ヲ基準トシ其ノ相場ガ八分ノ一仙變動スル毎ニ二厘五毛ヲ上下セシムルモノトス

ガタ
バ
ー
チ
ヤ
バ
ー
ハ
ン
A
1

三一〇・〇〇

シヤツクスリボオイルド

一五〇・〇〇

ロ
ー
ジ
ロ
ト
ン

六〇・〇〇

リフ
ア
イ
ン
ド
ジ
ロ
ト
ン
A

一二〇・〇〇

リフ
ア
イ
ン
ド
ジ
ロ
ト
ン
B

八五・〇〇

バ
ラ
タ

七五〇・〇〇

ガ
タ
ハ
ン
カ
ン

一四〇・〇〇

ガ
タ
カ
チ
ヤ
オ

八〇・〇〇

木材非常管理令

米松販賣取締規則

(昭和十三年七月九日
商工省令第五十二號)

第一條 米松(長二米以下ノモノヲ除ク以下同ジ)ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ官廳ノ注文ニ係ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 買受人及使用者ノ氏名名稱及住所

二 用途

三 種類別數量及價格

四 引渡豫定時期

五 使用者請負人ナルトキハ註文者ノ氏名名稱及住所

六 買受後製材ヲ爲スモノニ在リテハ製材ヲ爲ス者ノ氏名名稱及住所前項ノ許可申請者ニハ使用者連署スベシ

第三條 米松ノ使用者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ前條ノ許可申請書ニ記載シタル用途以外ノ用途ニ當該米松ヲ使用スルコトヲ得ズ

第四條 米松ノ販賣ヲ業トスル者ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル種類別取引先別販賣及購買數

量並ニ前月末現在ノ種類別在庫數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ米松ノ販賣ヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ノ米松ノ種類別在庫數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

纖維非常管理令（綿製品ヲ除ク）

綿絲販賣價格取締規則

（昭和十三年五月二十日
商工省令第二十四號）

第一條 綿絲ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

前項ノ綿絲ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 第二項ノ種類ノ綿絲ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ他ノ商品ヲ併セ販賣シ、其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ純綿絲（ステープルファイバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非ザル纖維ヲ三割未満混用シタルモノヲ含ム以下同ジ）ニ在リテハ八月目以後國用綿絲（ステープルファイバーヲ重量割合ニ於テ三割以上五割未満混用シタルモノヲ謂フ）ニ在リテハ五月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲以外ノ綿絲ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及金額ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ届出ヅベシ

附 則

本則ハ昭和十三年五月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ綿絲ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年十月又ハ十一月ニ引渡ヲ爲ス純綿絲ニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

毛製品ステープルファイバー等混用規則

（昭和十二年十月十一日
商工省令第二十五號）

改正 昭和十二年商工省令第三十四號昭和十三年商工省令第四十八號

第一條 梳毛絲ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外其ノ太サヲメートル式番手九番、十六番、二十番、三十番、三十二番、三十六番、四十八番、五十二番、六十番、六十四番又ハ七十二番ト爲システープルファイバー其ノ他ノ毛又ハ綿ニ非ザル纖維ヲ重量割合ニ於テ五割、六割、七割、八割又ハ九割混紡スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ混紡毛絲ニハ混紡シタル纖維ノ種類及其ノ混紡割合ヲ表示スベシ

第二條 紡毛絲ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外ステープルファイバー其ノ他ノ毛又ハ綿ニ非ザル纖維ヲ重量割合ニ於テ二割以上混紡スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 毛織物（毛布、膝掛、肩掛及襟卷ヲ含ム以下同ジ）又ハ毛莫大小ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外ステープルファイバー其ノ他ノ毛又ハ綿ニ非ザル纖維ヲ左ニ掲グル重量割合ニ依リ混用スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

梳毛織物

五割以上

紡毛織物

毛布、膝掛、肩掛及襟卷

三割以上

其ノ他

二割以上

毛莫大小

五割以上

第四條 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ製造シタル毛絲、毛織物又ハ毛莫大小ヲ讓受ケタル者ハ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十三年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

毛製品ステープルファイバー等混用規則施行ニ關スル件

（臨時物資調整局第四部長通牒）
一三調四部第一六六號昭和十三年七月七日

曩ニ公布施行相成候毛製品ステープルファイバー等混用規則ハ今般改正ノ上昭和十三年七月十日ヨリ施行可相成候ニ付テハ左記各項ニ依リ取扱相成度依命此段及通牒候也

記

- 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ第一條、第二條又ハ第三條但書ニ依リ許可スルコト
- イ 本則施行ノ際仕掛中ノモノニシテ七月二十日迄ニ完了（絲ニ在リテハ紡績、織物ニ在リテハ製織、莫大小ニ在リテハ編立ヲ完了スルコトヲ謂フ）スルモノ
但シ仕掛中ノモノトハ左ノモノヲ謂フ
梳毛絲ニ在リテハ前紡以後ノ工程ニ在ルモノ
紡毛絲ニ在リテハ混毛以後ノ工程ニ在ルモノ
毛織物ニ在リテハ整經以後ノ工程ニ在ルモノ
毛莫大小ニ在リテハ編立以後ノ工程ニ在ルモノ
- ロ 軍需ニ係ルモノノ製造ヲ爲サントスルトキ
- ハ 反毛ヲ八割五分以上使用シ毛絲又ハ毛織物ヲ製造セントスルトキ
- ニ 國産羊毛ノミヲ使用シテ自家用ノモノヲ製造セントスルトキ
- ホ 國産アンゴラ兔毛ヲ三割以上使用シ毛絲、毛織物又ハ毛莫大小ヲ製造セントスルトキ

ヘ 製紙用フェルト、輪轉機械用又ハ紡績機械用ローラークロス、船舶用旗布、濾布、サイジングクロスヲ製造セントスルトキ

- 二 前項ノ外特別ノ事情ニ依リ許可ヲ爲サントスルトキハ豫メ當省ト打合スコト
- 三 第一條第一項ノ混紡毛絲ノ混紡割合ハ全重量ノ二分ヲ公差トシテ認ムルコト
- 四 第四條但書ノ規定ニ依ル許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト特別ノ事情ニ依リ許可ヲ爲サントスルトキハ豫メ當省ト打合スコト

ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣
價格取締

（昭和十三年六月十五日）
（商工省令第三十一號）

- 第一條 ステープルファイバー又ハステープルファイバー絲ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ
- 前項ノステープルファイバー及ステープルファイバー絲ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告

示ス

二二二

第二條 前條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバーノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバーノ販賣ヲ爲ス月ヨリ五月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー及ステープルファイバーノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但システープルファイバーノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和三十二年九月月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバーノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

ステープルファイバー及ステープルファイバーノ引渡價格取締

規則第一條第二項ノ規定ニ依リステープルファイバー及ステープルファイバーノ引渡價格取締

ステープルファイバーノ種類及最高價ニ關スル件

(昭和十三年六月十五日
商工省告示第百六十號)

ステープルファイバー及ステープルファイバーノ引渡價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依リステープルファイバー及ステープルファイバーノ種類及最高價格左ノ通定ム

第一 ステープルファイバーノ種類及最高價格

一 種 類

二二三

ブライト
ダール

二 最高價格

(一)ステープルファイバーヲ製造スル者ガ販賣スル場合

| 種類 | 最高價格 (單位百封度) | | | |
|------|--------------|----------|----------|----------|
| | 六月渡 | 七月渡 | 八月渡 | 九月渡 |
| ブライト | 六五・〇〇(圓) | 六五・〇〇(圓) | 六五・〇〇(圓) | 六五・〇〇(圓) |
| ダール | 七五・〇〇 | 七五・〇〇 | 七五・〇〇 | 七五・〇〇 |

イ 無標品ハ五圓下ゲトス

ロ ブライトニ付テハ別表ニ依リ格付ヲ爲スモノトス

(二)ステープルファイバーヲ販賣スル者(ステープルファイバーヲ製造スル者ヲ除ク)ガ消費者ニ對シ販賣スル場合

ステープルファイバーヲ製造スル者ガ販賣スル場合ノ最高價格ニ其ノ百分ノ一ヲ加ヘ

タール價格

第二 ステープルファイバー絲ノ種類及最高價格

一 種類

左ニ掲グルブライト絲

十番單絲、十六番單絲、二十番單絲、三十番單絲、四十番單絲、二十番雙絲、三十番雙絲、四十番雙絲、六十番雙絲、八十番雙絲

二 最高價格

(一)ステープルファイバー絲ヲ製造スル者ガ販賣スル場合

| 種類 | 最高價格 (單位百封度) | | | |
|-------|--------------|----------|----------|----------|
| | 六月渡 | 七月渡 | 八月渡 | 九月渡 |
| 十番單絲 | 九一・五〇(圓) | 九一・五〇(圓) | 九一・五〇(圓) | 九一・五〇(圓) |
| 十六番單絲 | 九二・〇〇 | 九二・〇〇 | 九二・〇〇 | 九二・〇〇 |
| 二十番單絲 | 九三・〇〇 | 九三・〇〇 | 九三・〇〇 | 九三・〇〇 |

| | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 三十番單絲 | 九七・〇〇 | 九七・〇〇 | 九七・〇〇 |
| 四十番單絲 | 一〇二・五〇 | 一〇二・五〇 | 一〇二・五〇 |
| 二十番雙絲 | 九六・五〇 | 九六・五〇 | 九六・五〇 |
| 三十番雙絲 | 一〇三・〇〇 | 一〇三・〇〇 | 一〇三・〇〇 |
| 四十番雙絲 | 一一〇・五〇 | 一一〇・五〇 | 一一〇・五〇 |
| 六十番雙絲 | 一三九・五〇 | 一三九・五〇 | 一三九・五〇 |
| 八十番雙絲 | 一五八・五〇 | 一五八・五〇 | 一五八・五〇 |

イ 六十番雙絲及八十番雙絲ニシテ瓦斯燒ノモノハ五圓上ゲトス
 ロ 別表ニ依リ格付ヲ爲スモノトス

ステープルファイバー糸ノ番手制限ニ關スル件

(昭和十三年六月十五日
 商工省令第三十二號)

ステープルファイバー糸ヲ製造スル場合ニ於テハ其ノ太サヲ單絲ニ在リテハ英式番手十番、十六番、二十番、三十番又ハ四十番ト爲シ雙絲ニ在リテハ二十番、三十番、四十番、六十番又ハ

八十番ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

ステープルファイバー及ステープルファイバー糸販賣價

格取締規則竝ニステープルファイバー糸ノ番手制限ニ關

スル施行ニ關スル件

(一三調四第一〇六號
 臨時物資調整局次長通牒)

一般的爲替情勢ニ基ク棉花、羊毛及人絹用パルプノ輸入制限強化ニ伴ヒステープルファイバー及ステープルファイバー糸ノ價格ハ其ノ需給關係ニ鑑ミ此ノ儘ニ放任センカ相當昂騰スベク豫想セラレテハ國民ノ消費生活ヲ不當ニ壓迫スルコトナルヲ以テ之ガ最高價格ヲ公定スルノ要アルノミナラズ更ニステープルファイバー糸ノ太サヲ比較的需要多キ數種ノモノノミニ制

限シ以テ需給ノ調整ヲ圓滑ナラシムルノ要アルヲ以テ昭和十三年六月十五日附ヲ以テステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則並ニステープルファイバー絲ノ番手制限ニ關スル件公布セラレ（昭和十三年六月十五日官報掲載商工省令第三十一號及第三十二號参照）來ル昭和十三年六月十八日ヨリ施行可相成候ニ付テハ貴管下關係方面ニ對シ之ガ周知方特ニ御配慮相成度依命此段及通牒候也

追而ステープルファイバー絲ノ番手制限ニ關スル件但書ニ依ル異番手ノステープルファイバー絲ノ製造許可ニ關シテハ左ノ各項ニ依リ取扱相成度

記

- 一 實註文ニ基ク輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノニ付テハ之ガ製造ヲ許可スルコト
- 二 實註文ニ基ク毛絲紡績機械ニ依リ製造スル十番未滿ノ太サノモノニ付テハ之ガ製造ヲ許可スルコト

三 仕掛品ニ付テハ之ガ製造ヲ許可スルコト但シ施行ノ日ヨリ二週間以内ニ製造ヲ完了セシムベキコト

四 前三項ニ規定スル以外ノ場合ニシテ特ニ許可セントスル場合ハ豫メ商工省ニ打合セヲ爲スコト

人造絹糸販賣價格取締規則

（昭和十三年七月二十三日
商工省令第六十三號）

第一條 人造絹糸ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

前項ノ人造絹糸ノ種類及ビ最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 前條第二項ノ種類ノ人造絹糸ノ販賣ニ當リテハソノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シソノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノ人造絹糸ハソノ販賣ヲ爲ス月ヨリ六月目以後於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハコノ限ニアラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノ人造絹糸以外ノ人造絹糸ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及金額ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ届出ヅベシ

附 則

本則ハ昭和十三年七月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノ人造絹糸ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年十月及十一月ニ引渡ヲ爲スモノニシテソノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハコノ限ニ在ラズ

纖維製品販賣價格取締規則中改正

(昭和十三年七月二十三日
商工省令第六十五號)

第一條但書中「又ハステープルファイバー及ステープルファイバー糸販賣價格取締規則」ヲ「ステープルファイバー及ステープルファイバー糸販賣價格取締規則又ハ人造絹糸販賣價格取締規則」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十三年七月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

人造絹糸ノ太サ制限ニ關スル件

(昭和十三年七月二十三日
商工省令第六十四號)

人造絹糸ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)及ビ輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外其ノ太サヲビスニ在リテハ一〇〇、一五〇、二〇〇、二五〇又ハ三〇〇デニール、マルチ艶有ニ在リテハ七五、一〇〇又ハ一〇〇デニール、マルチ艶消ニ在リテハ七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニール、ペンベルグニ在リテハ三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニール、マテザニ在リテハ

四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又八一五〇デニールト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハコノ限リニアラズ

附 則

本令ハ昭和十三年七月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

毛糸販賣價格取締規則

(昭和十三年七月二十四日
商工省令第七十五號)

第一條 毛糸(毛ニ非ザル纖維ヲ混紡シタルモノヲ含ム以下同ジ)ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

前項ノ毛糸ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 前條第二項ノ種類ノ毛糸ノ販賣ニ當リテハソノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シソノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノ毛糸ハソノ販賣ヲ爲ス月ヨリ五月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコト

ヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハコノ限ニ在ラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノ毛糸以外ノ毛糸ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及ビ金額ヲ別記様式(略)ニ依リ商工大臣ニ届ヅベシ

附 則

本則ハ昭和十三年八月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十一月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノ毛糸ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年十一月ニ引渡ヲ爲ス毛糸ニシテソノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケルソノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハコノ限ニ在ラズ

毛糸販賣價格最高標準

(昭和十三年七月二十四日
商工省告示第二百四十八號)

第一 毛糸ノ種類

左ニ掲グル毛糸ニシテ純毛ノモノ及ビ毛ニ非ザル纖維ヲ一割、二割、三割、四割、五割、六

割、七割又ハ八割混紡シタルモノ但シ紡毛糸及ビ山羊毛、駱駝毛、アングラ兔毛、家蠶絹又ハ野蠶絹ノ纖維ヲ二割以上混紡シタルモノヲ除ク

一 毛織糸(メートル式番手二十番以上七十二番以下ノモノ)

二 莫大小毛糸(單糸ニシテメートル式番手三十二番ノモノ及ビ双撚糸ニシテメートル式番手十六番以上四十八番以下ノモノ)

三 手編毛糸(メートル式番手九番以上十六番以下ノモノ)

第二 最高價格

◇毛糸ヲ製造又ハ加工スル者ガ販賣スル場合

(一)毛織糸 (單位一封度・圓)

| 番手混紡合 | 純毛 | 一割 | 二割 | 三割 | 四割 | 五割 | 六割 | 七割 | 八割 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 二十番 | 三・〇一 | 二・六六 | 二・九一 | 二・六六 | 二・八一 | 二・六六 | 二・六六 | 二・六六 | 二・四一 |
| 三十番 | 三・〇三 | 二・九八 | 二・九三 | 二・八八 | 二・八三 | 二・七六 | 二・六八 | 二・五八 | 二・四三 |

單糸

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 三十二番 | 三・〇四 | 二・九四 | 二・九四 | 二・八九 | 二・八四 | 二・七九 | 二・六九 | 二・五九 | 二・四四 |
| 三十六番 | 三・〇六 | 三・〇一 | 二・九六 | 二・九一 | 二・八六 | 二・八一 | 二・七一 | 二・六一 | 二・四六 |
| 四十八番 | 三・一二 | 三・〇七 | 三・〇三 | 二・九七 | 二・九二 | 二・八七 | 二・七七 | 二・六七 | 二・五二 |
| 五十二番 | 三・一七 | 三・一二 | 三・〇七 | 三・〇二 | 二・九七 | 二・九二 | 二・八二 | 二・七三 | 二・五七 |
| 六十番 | 三・三三 | 三・一七 | 三・一二 | 三・〇七 | 三・〇二 | 二・九七 | 二・八七 | 二・七七 | 二・六二 |
| 六十四番 | 三・三三 | 三・一八 | 三・一三 | 三・〇八 | 三・〇三 | 二・九八 | 二・八八 | 二・七八 | 二・六三 |
| 七十二番 | 三・四五 | 三・四〇 | 三・三五 | 三・三〇 | 三・二五 | 三・二〇 | 三・一〇 | 三・〇〇 | 二・八五 |
| 二十番 | 三・〇四 | 二・九四 | 二・九四 | 二・八九 | 二・八四 | 二・七九 | 二・六九 | 二・五九 | 二・四四 |
| 三十番 | 三・〇六 | 三・〇一 | 二・九六 | 二・九一 | 二・八六 | 二・八一 | 二・七一 | 二・六一 | 二・四六 |
| 三十二番 | 三・〇七 | 三・〇三 | 二・九七 | 二・九二 | 二・八七 | 二・八一 | 二・七一 | 二・六一 | 二・四六 |
| 三十六番 | 三・〇九 | 三・〇四 | 二・九九 | 二・九四 | 二・八九 | 二・八四 | 二・七四 | 二・六四 | 二・四九 |
| 四十八番 | 三・一五 | 三・一〇 | 三・〇五 | 三・〇〇 | 二・九五 | 二・九〇 | 二・八〇 | 二・七〇 | 二・五五 |
| 五十二番 | 三・二〇 | 三・一五 | 三・一〇 | 三・〇五 | 三・〇〇 | 二・九五 | 二・八五 | 二・七五 | 二・六〇 |
| 六十番 | 三・三三 | 三・二〇 | 三・一五 | 三・一〇 | 三・〇五 | 三・〇〇 | 二・九〇 | 二・八〇 | 二・六五 |
| 六十四番 | 三・三三 | 三・二二 | 三・一六 | 三・一一 | 三・〇六 | 三・〇一 | 二・九一 | 二・八一 | 二・六六 |
| 七十二番 | 三・四八 | 三・四三 | 三・三八 | 三・三三 | 三・二八 | 三・二三 | 三・一三 | 三・〇三 | 二・八八 |

双撚糸

(イ)二十番手以上七十二番手以下ニシテ本表ニ記載ナキ番手ノ毛糸ハ本表記載ノ番手ノ中最

モ近キ太番手ノモノト同値トス

(ロ)霜降糸ハ六十錢上ゲ、空糸ハ七十錢上ゲ、ボーラー糸ハ八十五錢上ゲトス

(ハ)黒片染糸ハ混紡割合一割ニ付二錢上ゲ、其ノ他ノ片染糸ハ混紡割合一割ニ付五錢上ゲトス

(二)莫大小毛糸 (單位一封度・圓)

| 番手 | 純毛 | 一割 | 二割 | 三割 | 四割 | 五割 | 六割 | 七割 | 八割 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 三十二番 | 三・〇三 | 二・九七 | 二・九二 | 二・八七 | 二・八二 | 二・七七 | 二・六七 | 二・五七 | 二・四三 |
| 十六番 | 二・九 | 二・九四 | 二・八九 | 二・八四 | 二・七九 | 二・七四 | 二・六四 | 二・五四 | 二・三九 |
| 單糸 | 二十番 | 三・〇〇 | 二・九五 | 二・九〇 | 二・八五 | 二・八〇 | 二・七五 | 二・六五 | 二・五五 |
| 雙撚糸 | 三十二番 | 三・〇五 | 三・〇〇 | 二・九五 | 二・九〇 | 二・八五 | 二・七五 | 二・六五 | 二・五五 |
| | 三十六番 | 三・〇八 | 三・〇三 | 二・九八 | 二・九三 | 二・八八 | 二・七三 | 二・六三 | 二・四八 |
| | 四十八番 | 三・一五 | 三・一〇 | 三・〇五 | 三・〇〇 | 二・九五 | 二・九〇 | 二・七〇 | 二・五五 |

(イ)十六番手以上四十八番手以下ニシテ本表ニ記載ナキ番手ノ雙撚糸ハ本表記載ノ番手ノ中
最モ近キ太番手ノモノト同値トス

(ロ)後染ノモノハ三十錢上ゲ、先染ノモノハ四十五錢上ゲトス

(三)手編毛糸 (單位一封度・圓)

| 混紡割合 | 純毛 | 一割 | 二割 | 三割 | 四割 | 五割 | 六割 | 七割 | 八割 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 九番 | 二・九三 | 二・八七 | 二・八二 | 二・七七 | 二・七三 | 二・六七 | 二・五七 | 二・四七 | 二・三三 |
| 十六番 | 三・〇〇 | 二・九五 | 二・九〇 | 二・八五 | 二・八〇 | 二・七五 | 二・六五 | 二・五五 | 二・四〇 |

物價統制の解説

一 物價對策の全貌

物動計畫前の對策

商工省は事變勃發以來、棉花、綿製品、羊毛、毛製品、生ゴム、硝酸、水銀、鐵、銅、白金、錫、石油、硫安等重要商品について、逸早く各種物價對策を講じて來た。

即ち事變後、今年六月二十三日政府が物資動員計畫を發表するまでの間において採られた物價對策の主なるものを商品別に拾つてみると――

1、棉花及び其の製品

(イ) 最高價格の設定、指定……棉花及び綿糸(昭和十二年十一月一日より實施)……ス・フ及び

混紡糸(昭和十三年二月一日より實施)……綿布(ジンス及び縞三綾)(昭和十二年十二月一日より實施)……綿布(晒木棉)(昭和十三年二月十七日より實施、但し混紡物を含まず)……

…「綿糸販賣價格取締規則」を制定(昭和十三年五月二十日公布、二十二日施行、最高價格を商工大臣指定)……「ス・フ及びス・フ糸販賣價格取締規則」を制定(昭和十三年六月十五日公布、十八日施行、最高價格を商工大臣指定)

(ロ) 消費統制……「綿製品ス・フ等混用規則」を制定(昭和十二年十二月二十七日公布)内地向綿製品に對するス・フ等を強制混用(昭和十三年二月一日より實施)

(ハ) 配給統制……「綿糸配給統制規則」を制定(昭和十三年三月一日公布)國內用綿糸を割當等に依り賣買(昭和十三年三月一日より實施)

2、羊毛及び其の製品

(イ) 消費統制……「毛製品ス・フ等混用規則」を制定(昭和十二年十月十一日公布)内地向毛製品に對しス・フ等強制混用(昭和十二年十一月一日より實施)

3、生ゴム

(イ) 最高價格の設定(昭和十二年十二月一日より實施)

(ロ) 配給統制……割當票に依る賣買(昭和十二年十二月一日より實施)

4、硝酸

(イ) 配給統制……「硝酸製造に關する省令」制定(昭和十二年十月二十八日公布)製造業者に對する一定數量の製造及び配給を命令(昭和十二年十月二十八日より實施)

5、水銀

(イ) 最高價格の設定(昭和十三年四月一日より實施)

(ロ) 消費統制……用途別優先販賣順位に依る販賣(昭和十三年四月一日より實施)

6、鐵

(イ) 消費統制……「鐵鋼工作物築造許可規則」を制定(昭和十二年十月十一日公布)工作物用鐵鋼の使用を制限(昭和十二年十月二十日より實施)……「銑鐵鑄物の製造制限に關する件」

(昭和十三年四月二十五日公布)に依り銑鐵鑄物の不用不急用途への使用制限(昭和十三年五月十五日より實施)

7、銅

(イ) 消費統制……「銅使用制限規則」を制定(昭和十二年十一月六日公布)建築物用銅の使用制限(昭和十二年十一月十日より實施)……「銅使用制限規則」を改正(昭和十三年五月二十三日公布)銅及び銅合金の建築物用のみならず不用不急用途への使用制限(昭和十三年五月一日より實施)

(ロ) 配給統制……電氣銅の割當票に依る賣買(昭和十三年四月一日より實施)

8、白金、金

(イ) 消費統制……「白金使用制限規則」を制定(昭和十二年十二月二十八日公布)「金使用制限規則」制定(大藏省令として昭和十二年十二月二十八日公布九金以下使用命令、即日實施)裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具又は什器の製造用白金使用制限(昭和十三年一月一日

より実施)

二三三

9、錫

(イ)消費統制……齒磨・化粧品及び菓子類包装用錫箔及び錫製チューブの使用抑止(昭和十二年十月一日より実施)

10、石油

(イ)消費統制……東京市に於けるタクシーの深夜流しの禁止(昭和十二年九月二十五日より実施)……中央官應用自動車に揮發油及びアルコールの混用(昭和十二年十一月一日より實施)

(ロ)配給統制……「揮發油及び重油販賣取締規則」を制定(昭和十三年三月七日公布)揮發油及び重油の購買券に依る賣買(昭和十三年五月一日より實施)

11、硫安

(イ)最高價格の設定(昭和十三年一月十五日より實施)

(ロ)配給統制……「臨時肥料配給統制法」を制定(昭和十二年十一月二十五日施行)硫安會社に依る配給統制(昭和十三年一月十五日より實施)

以上の如く、最高價格の設定及び割當票や購買券といった切符制度まで採用した消費統制を斷行、一方において暴利取締令を昭和十二年八月、十月の二回に亘り改正し、以て物價の騰貴を抑制して來たのであつた。

なほこの間物價委員會令が昭和十三年四月二十二日、六月二十二日それれ、勅令として公布されてゐるが、未だその運用をみるに到つてゐなかつた。

物價統制強行の目的

然しその後六月二十三日に所謂物資動員計畫が公表され、軍需資材の確保と輸出商品の國內流入を阻止する目的から重要各物資の民需消費制限、使用禁止等の非常手段即ち既に解説した各物資の非常管理が斷行されるに及び、商工省は物資動員計畫に對應し物價對策を全面的に強

二三三

化せねばならぬ立場となつた。

かくて物價委員會令に基く中央物價委員會の活躍を促し、物資動員計畫發表翌日たる六月二十日には標準最高價格制を採用し、これを暴利取締令發動の基準としたのを手初めに、次々と物價統制上の非常手段を探るに到つた。

現に七月九日には物品販賣價格取締規則を制定、從來組合等の自主的協定の形式を採用して來た物價抑制は、一變して強制的非常手段を採用するに到り、引續き十四日には事變後第三回目暴利取締令の大改正を行ひ、價格表示制を新に設け、更に二十八日には物品販賣價格取締規則を改正し適用商品を指定すると同時に價格基準日をも指定することになつた。その上八月三日には經濟警察官制度に關し内務省から官制の公布があり、十日には物價調査委員會を公布全國を通じ三千名の經濟警察顧問役を業者側から選任する等、商工省の物價對策は飽迄も積極的であり、徹底的なものとなつて來た。當局は、兎に角事變前の物價まで引下げるのだと語つてゐる。

然らば何故、かくの如く物價を抑制せねばならぬのか？ いふまでもなく物價の騰貴は國防豫算を實質的に削減し、その結果は軍需資材の供給を不円滑にし戰爭目的遂行上に支障を來すことが第一、こんなことになつては不可ないこと今更申し添へるまでも無い。第二は物價騰貴は輸出を阻害するから。これは國際收支の均衡を圖り、爲替相場を維持し以て軍需資材の供給を確保しなければならず、その爲めには輸出の振興を圖らねばならぬとして輸出振興策を三大國策の一としてゐる今日物價の騰貴が輸出を阻害する以上、どうしても物價の騰貴を抑へ、引下げねばならぬといふのである。第三は物價騰貴に依る國民生活への影響の點で、國民生活の安定上物價を抑制しなければならぬ。

物價對策の徹底化は、かうしてみれば已むに止まれぬ非常措置であるが、實際問題としては物資は現實に不足して居り、生産の統制が出來てゐない爲め、物價の統制は譬ひ事情詮なきものにもせよ矛盾があり、従つて實行上至難を極めるものがある。勢ひ業者にとつては随分煩しいことでもあり、犠牲の多いことでもあるが、然しこれも戰爭の大目的を果す爲めである。業

者は、當局の企圖してゐる點を十二分に汲み、物價對策に進んで協力すべきで、就いては物價統制上の各省令、標準最高價格、公定價格等について充分の認識を必要とするわけである。

物動計畫後の對策

そこで、物價統制諸省令に關して先づ解説、標準最高價格は卷末に附録として集録し御參考に供することにしてゐるが、その前に、御理解の便宜の爲め物資動員計畫後當局が採つた物價對策措置の概略を紹介して置く。

先づ第一に省令の形式に基いた物價統制としては、輸出入品等臨時措置法に基く「皮革配給統制規則」の制定（商工省令第四十五號、昭和十三年七月一日公布、八月一日施行）で、これに依つて皮革の販賣價格は商工大臣の指定した最高價格を越ゆることが出来なくなり、次いで「物品販賣價格取締規則」の制定（商工省令第五十六號、同六十八號改正、昭和十三年七月九日公布、即日施行）で、これに依つて綿、皮革製品等合計二十九の商工大臣指定物品は、後で

詳しく説明するやうに、商工大臣の指定する年月日に於ける販賣價格を越えて販賣することが出来ず、商工大臣又は地方長官が販賣價格を指定した時は其の販賣價格を越え得ないこととなつた。

更に暴利取締令の大改正（商工省令第五十九號、昭和十三年七月十四日）となり、物品を販賣する者は業種業態の如何を問はず（イ）物品に正札を附すか（ロ）物品の見易い部分に記載するか又は（ハ）店頭に掲示し（ニ）其の他容易く了知せしめる方法で、地方長官が特別の事情ありとし認めた例外（後掲参照）以外は凡て價格を表示せねばならぬことになり、同時に金屬以下氷等二十九物品に對し暴利を得る目的で物品の「買占め」「賣惜み」をし又は爲さんとし、或は「暴利を得て販賣」し又は販賣せんとする時は商工大臣又は地方長官は戒告し、必要な時は同一物品の賣買に條件を附することとなつた。

又その後「人造絹糸販賣價格取締規則」の制定（商工省令第六十三號、昭和十三年七月二十三日公布、同二十五日施行）をみ、商工大臣の指定した最高價格を越えて販賣し得ぬことにな

り、引續き「毛糸販賣價格取締規則」を制定（商工省令第七十五號、昭和十三年八月二十四日公布、同二十六日施行）毛糸は商工大臣指定の最高價格を超えて之を販賣出來ぬこととなつた。

今日（昭和十三年九月九日）までの所、大體以上が物價統制策の全貌で、結局物資動員計畫の遂行に對應し軍需資材の供給圓滑化、輸出増進及び國民生活の安定等を目標に物價對策は目を追つて強化されたもので、先づ戦時下物價問題に對處すべく中央物價委員會が商工省内に設置され、同委員會で決定した標準最高價格は暴利取締令發動の基準となると同時にこれは地方物價委員會の活動を俟つて各府縣公定價格決定の目安ともなつた。引續き物品販賣價格取締規則に依つて物價の積極的引下げに邁進、違反者に對する制裁も嚴罰主義を採ることになり、從來暴利取締令の違反者に對しては懲役三ヶ月以下又は百圓以下の罰金で兎角効果薄であつたものが、物品販賣價格取締規則違反者は臨時措置法の罰則に依り懲役一年以下罰金五千圓以下で可なり苛烈を加へた。つまり、物品販賣價格取締規則制定で總括的且つ強力な物價統制を斷行

したが、更に暴利取締令を改正し、前記各強權的物價對策を側面から補強することになつたわけである。

なほこの間自治的物價統制は各種商業團體において行はれ、現に醫藥品に關しては厚生省幹旋中央醫藥品自治統制委員會を結成、醫藥品の價格引下げに努めてゐる。

二 改正暴利取締令とは？

ブローカーも取締を受ける

商工省は七月十四日前記の通り支那事變勃發以來第三回目の暴利取締令改正を行ひ、物價統制を愈々強化した。今回の改正は取締品目の範圍を擴大したばかりでなく、凡ゆる物資に價格表示を強制したもので、劃期的物價政策であるのだが、業界一般は改正の内容を眞に認識せず、如何にすべきか躊躇逡巡してゐる向も未だ少くない。次に改正暴利取締令を解説し、省令改正

の趣旨徹底を期したい。

二四〇

改正の要點

前記の通り支那事變後暴利取締令は今回を以て第三回目の改正で、昨年八月に第一回の改正を行つてゐる。これは大正六年農商務省令第二十號の全文改正であつて暴利取締令はこれに依り全く面目を一新したのであつたが、その後同年十月に第二回改正を行ひ、品目の範圍を非常に廣汎にしたものだつた。次いで今回の改正となつたが、改正の要點は左の諸點にある。

- 一 暴利取締令に關する地方行政官廳を東京府では東京府知事及び警視總監としたこと（第一條）
- 二 暴利取締行爲に仲介を加へたこと（第一條）
- 三 品目を追加したこと（第一條）
- 四 販賣價格の表示を命じたこと（第一條の二、第二條の二、第四條の二、第五條）

第一の點は、東京府以外の他の府縣は地方長官が警察權を管掌してゐるが、東京府は警察權に關しては警視總監が管掌してゐる關係上府知事と警視總監とが合議の上で暴利取締に當ることになつたもので、これは從來と雖も事實上兩者は緊密な聯絡の下に取締を行つて來たものであつたが、今回はこれを條文の上に表はし一層取締の完璧を期すことになつたわけである。第二の點は、最近物資獲得の困難に乗じて不當の仲介料を貪る所謂ブローカーが現れて來たのに鑑み、これを取締ることとしたものである。

省令適用の品目

第三の點は取締品目の追加で、今回の改正で結局暴利取締令の適用を受ける品目は左の二十九品である。

- 一 金屬及びその原料並びに金屬製品
- 二 黒鉛、硼砂及び雲母並びに石綿及びその製品

二四一

- 三 機械器具及びその部分品
- 四 自動車その他の車輛及びその部分品
- 五 電線及び電柱
- 六 電極
- 七 研磨材料
- 八 陶磁器、耐火煉瓦並びに硝子及びその製品（耐火煉瓦以外追加）
- 九 セルロイド及びその製品（追加）
- 十 石油及びその容器
- 十一 石炭、コークス、煉炭及び薪炭（薪追加）
- 十二 棉花、麻、ステープル・ファイバー及び羊毛その他の鳥獸毛（鳥毛追加）
- 十三 糸（生糸を除く）並びに布帛（フェルト及び編物を含む）及びその製品
- 十四 被服及び身邊用細貨類（身邊用細貨類追加）

- 十五 紙及びその製品
- 十六 染料、顔料、塗料及び填充料（填充料追加）
- 十七 工業藥品及び農業用藥劑（農業用藥劑追加）
- 十八 醫藥その他の衛生材料
- 十九 油、脂、蠟及びその製品並びに調製薰香類（蠟及びその製品追加）
- 二十 肥料及び飼料
- 二十一 生ゴム及びゴム製品
- 二十二 パルプ
- 二十三 皮革及び其の製品
- 二十四 麥及び小麥粉
- 二十五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其の他の穀物以外の飲食料品
- 二十六 セメント、瓦、砂、砂利其の他の土木建築材料（土木建築材料追加）

二十七 木竹類及び其製品(追加)

二十八 燐寸(追加)

二十九 氷(追加)

以上の品目は凡て買占め、賣惜みをすること、又はしようとするものが取締られ、同時に暴利を得て販賣すること又は販賣しようとすることも取締を受けるわけである。

價格表示違反者は拘留又は科料處分

暴利取締令今回の改正要點は、前記の通り取締對象品目の大擴張、ブローカーの新規取締の外販賣價格の強制表示にあつた。この販賣價格の強制表示こそは正に劃期的規定として頗る注目を惹くものである。

取締令第一條の二

この劃期的規定は取締令第一條の二、第二條の二、第五條の條文に依るものだが、先づ第一條の二といふのは

物品ノ販賣ヲ爲ス者ハソノ價格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ揭示シソノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ地方長官ニオイテ特別ノ事情アリト認ムル場合ハコノ限りニ在ラズ

といふのであつて、凡そ物品の販賣を爲す者はそれが販賣業者であれ、生産者又は貿易業者或は卸問屋であれ總て販賣價格を表示せねばならない。即ち規定中「物品の販賣を爲す者」とは第一條に掲げた物品(即ち取締廿九品目)の販賣を爲すものに限らず、あらゆる物品の販賣を爲す者と目されるものに及ぶのであるから、この點十二分注意願ひ度い。かく物品販賣業者に限つた爲め瓦斯、水道、電氣等の供給業者や飲食店、料理店等の接客業者にはこの取締令は適用されないが、當局はこれ等の者も進んで料金の表示を爲すことを商工、農林、内務三次官通牒で勸奨希望してゐる。然らばこの販賣價格強制表示制を採つた所以のものは何か? 一體何

所を狙つてゐるのか？ この點を明かにしなければならぬが、當局の語るところに依れば、「取引を公開し、之に依つて一般物價引上抑止に資すると共に前日における販賣價格又は指定した販賣價格を超えて販賣することを禁止した場合その取締を容易ならしめようとする」ものである、つまり物價政策の強行徹底化を圖る一手段である。

價格の表示方法

當局は以上の趣旨を業者に充分周知徹底させる爲め、官廳、公共團體、商工會議所、同業組合、商業組合その他各種團體、ラヂオ、新聞、雜誌等を動員してゐること御承知の通りである。殊に業者ばかりでなく國民一般にも呼びかけ、この價格表示強制の實績を擧げようとしてゐる點はなか／＼巧妙なものがある。それは兎も角次に價格表示の方法であるが、方法としては物品の見易い部分に記載即ち正札付及び店頭掲示その他が考慮されるわけだが、正札付が最も望ましい。同時に正札販賣が經營改善の見地からしても最良とされてゐる。然し總ての物品につ

いて一舉に正札とすることもどうかと考へられるといふので舊來の慣習は努めて尊重し、物品の種類、性質その他の事情に依つては店頭の掲示、見本帳の備付、價格表の作製その他適當な方法を取つてもいゝことになつてゐる。

尤もこの場合一般の者（業者以外の第三者）がそれを見て容易に了知し得る方法で表示せねばならず、従つて字が小さ過ぎたり又は符號若くは符牒であつては不可ない。殊に正札以外の方法で販賣價格を表示する場合には、その販賣價格は如何なる品質、如何なる數量のものかを一目瞭然にして置かねばならず、更に出來れば販賣價格を決めた年月日を附記して置くことが最も望ましいとのことである。

なほ包装品（包装の儘消費者の手に渡る物品）については例へば煙草のやうに生産者がその小賣價格を物品に表示すると便利であるから、當局は極力實行を希望してゐる。

表示違反者の處分

そこでかうした強制表示を規定したが、表示を怠つた場合はどうなるか？ 先づ販賣價格の表示の仕方が不完全である時は適當にこれを改めさすことになり又販賣價格の届出を命ずることが出来ることになつてゐる（第二條の二）次に表示を爲さず又虚偽の表示を爲した時、價格表示に關し又は價格届出に關し爲さるゝ命令に違反した時は拘留又は科料に處せられるのであつて（第四條の二）法人の代表者、法人又はその代理人、使用人其他従業者で違反行爲を爲した時は所爲者が處罰されるのは勿論その法人又は人も科料刑に處せられる。

かゝる取締は物品の種類、數量その他各般の事情を考慮して爲され、徒らに小賣商に對する取締に終始し生産者、貿易業者、卸賣業者等の大口取引者を看過することなきやう努めることになつてゐる。

價格表示義務を除外される場合？

價格の強制表示も物品の性質、販賣上の習慣、地方的事情その他によつて、地方長官が表示

義務を負はすことが不適當と認め得る場合には、地方長官の告示を以て販賣價格表示を除外することが出来る。

價格表示の除外

第一條の二の

但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限りニアラスといふ規定に依つて、除外例を認めてゐるわけである。勿論販賣價格の表示は之を以て一般物價引上抑止に資さうとするものであるから當局としては除外例は成るべく認めない方針で、現に改正暴利取締令は七月十四日公布と同時に實施してゐるが、この販賣價格の表示は一定の猶豫期間を置き（十八日施行）多種雑多な物品についても極力之を爲さしめようとしてゐる點でも首肯し得ると思ふ。

然し前記のやうに物品の性質上、販賣上の慣習乃至地方的事情等の爲め價格表示をすること

が適當でない」と認める場合はこの限りでない」と規定したもので、地方長官が此の除外を認める方法としては特定の業種、業態全體に付て之を認めるときは告示に依り、特定の事情ある者について之を認めるときは其の者に對する處分に依つて爲すことになる。

實際の除外例

商工省當局が、除外例の實際として豫定して居るものは

- イ、各種行商
- ロ、各種露天商
- ハ、純然たる農林産業者
- ニ、荒物雜貨類小賣商
- ホ、駄菓子類小賣商
- ヘ、入札又は糶賣の方法を以て販賣を爲す者

ト、其他地方長官に於て表示を命ずるを適當ならずと認むる者

以上の如き場合となつてゐる。尤もこれは各府縣に依つて多少事情を異にするわけで、東京府が府知事の名を以て告示したものは次の通りである。

- 一、直輸出する場合
- 二、特殊注文に依り製造し之を當該注文者に販賣する場合
- 三、従來の慣習上入札又は糶賣の方法に依り販賣する場合
- 四、呉服及び洋品を除く各種行商(御用聞はこの限にあらず)
- 五、縁日露天商(常設露天商を除く)
- 六、屑物商中拾ひ屋、屑屋(買出人を含む)屑物買入業者(建場)の販賣する商品
- 七、駄菓子小賣商
- 八、農林水産業者が其の生産品を販賣する場合(但し營業所での販賣は表示を要す)

除外例の解説

東京府知事の告示が具體的であるから、これについて簡単に解説して置かう。第一の「直輸出する場合」といふのは、輸外向商品について価格を表示しなくともいふのでは絶対に無く、輸出する一步手前の商品即ち輸外向に生産された商品が愈々輸出する最後の配給段階に立至つた場合は強制表示の除外となるといふ意味である。第二の「特殊注文品」は解釋のしように依つて大分問題があるが、結局その特殊注文品に代替性があるか無いか依つて除外されるか、表示義務を負ふか決定するわけで、ワイシャツの特殊注文の如きは勿論代替性があるから、表示義務を負ふ。従つてよく／＼特殊な注文の場合に限り除外される。第三の「従來の慣習上」入札又は糶賣を行つてゐる場合をいふものの中には取引所に於て取引する場合、露天でたゞき賣りをするやうな場合も含んでゐる。第四の行商除外例から呉服や洋品を除いたのは兎角この種行商には惡質の者あり、物價抑制上彼等を取締るべきであるとの見解に基いたもので

又所謂御用聞方法によるものはこの限りでないとしてある。

つまり御用聞は全部価格を表示せねばならぬわけ。なほ第八の農林水産業者の販賣品は業者自身が販賣する場合こそ表示義務を除外されるが、一つの營業所を持つて販賣するものは表示すべきであるとしてゐる。

以上の外中央卸賣市場、卸小賣兼業者、仲買人の價格表示についてデリケートな問題があるが卸賣市場では仲買人は表示せねばならず、一般ブローカーも表示義務を負ひ、柳原方面の既製洋服店も表示を強制される。かくてこの強制價格表示制は商取引を明朗化し、物價抑制の大役を果すことになつたわけで正に劃期的な省令である。

なほこの除外例は府縣に依り相違するやうですから御注意下さい。(表示上の諸問題については附録質疑應答の欄を参照のこと)

三 物品販賣價格取締規則とは？

物價を積極的に引下げる爲制定

改正暴利取締令の解説に引続き今度は物品販賣價格取締規則について簡単に解説する。蓋し同規則に關する理解なくしては、當局の物價政策に呼應協力することも出来ないし、一般の同規則に對する關心理解も兎角薄いやうに見受けられるから……

制定の事情

この物品販賣價格取締規則は、前記暴利取締令改正に先立ち七月九日附公布即日施行したもので、規則制定までの事情は次の通りである。即ち六月二十三日の臨時閣議において決定した事變進展に伴ふ國家總動員上緊急を要する物資需給計畫實施に關する方策十項目の第一に

「爲替相場の堅持・軍需資材の供給確保、輸出の振興及び國民生活維持の爲現在以上の物價騰貴を抑制するに必要な措置を講ずると共に基準價格又は公定價格の設定等の外消費節約及び配給統制を併せ強化し物價の引下を行ふこと」

と掲げてゐるが、これと同趣旨のことは既に中央物價委員會が五月二十七日に開催した第三回總會において基準價格、公定價格等の決定並びにその實施に關する方針として決定し政府に答申して居り、更にこの見地の下に物價騰貴抑制のため採るべき具體的方策の審議をどしどし進めてゐる。物品個別の對策はそれ／＼纖維品物價専門委員會即ち食料品物價専門委員會、雜品物價専門委員會、化學工業品物價専門委員會、金屬品物價専門委員會、燃料物價専門委員會、家賃交通業専門委員會の審議を経て決定してゐること先刻御承知の通りである。既に綿製品、麻製品其他の價格騰貴抑制應急對策を講じ、生鮮食料品を除く各物品については標準最高販賣價格を設定してゐる。ところで之等の價格の多くは東京における取引事情に基き決定したもので地方においてはその特殊事情を考慮して適宜修正する必要があるが、これを勵行せしめる法的

根據としては暴利取締令だけである。それでは所謂隔靴搔痒の憾なしとしない。殊に販賣價格を積極的に引下げるには一層強力なものが必要だといふので輸出入品等に關する臨時措置法第二條の規定に基いて物品販賣價格取締規則を制定したわけである。

物品の指定

同規則の適用を受ける物品は商工大臣の指定する物品で、指定は告示に依つて爲されるが第一回到指定された物品は

- 一、麻製品
- 二、輸入材及び其の製品
- 三、ゴム製品
- 四、松脂製品
- 五、セルラツク

- 六、アラビヤゴム
- 七、桐油
- 八、カーボンブラツク
- 九、亞鉛華
- 十、鉛丹
- 十一、リサージ
- 十二、唐土(鉛白)
- 十三、石炭酸
- 十四、硼砂

であるが、綿製品、皮革製品についてはそれ／＼別に纖維製品販賣價格取締規則、皮革製品販賣價格取締規則が制定されてゐるので之を再び指定する必要がなかつたわけ。即ち中央物價委員會において標準最高販賣價格を設定した物品について指定されたのであるが、その指定の仕

方は麻製品、ゴム製品等のやうに原則としてこれを廣くしてゐる。

二五八

生産者貿易業者も取締を受く

指定物品の販賣價格

物品販賣價格取締規則制定の目的及び規則の適用を受ける指定物品については前記の通りだが、規則第一條は指定物品に對し

何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ前日ニオケル販賣價格ヲ、商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタル時ハソノ販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣（指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ

と規定してゐる。即ち指定物品は商工大臣又は地方長官が販賣價格を指定しない限り物品指定の前日（七月八日）における販賣價格が最高販賣價格となるわけである。この前日における販賣

價格といふのは各人に付て言ふのであるから自ら區々たることを免れないし、又外部から容易に之を確知し難い。従つて物品と同時に販賣價格の指定を受けないものについては、その物品指定の前日における販賣價格を遅滞なく調査し必要に應じては當業者、當業者團體等から届出させる等これを確知する必要な措置を講ずることが必要で「物品販賣價格取締規則施行に關する取扱方に關する」商工次官通牒第一に

「指定物品にして販賣價格が同時に指定せられざるものに付ては其の物品指定の前日における販賣價格を遅滞なく調査し必要に應じ販賣を爲す者（販賣業者のみならず生産者貿易業者をも包含す）其他より之を届出せしむる等之を確知するに必要な措置を講ずること」

としてゐる。暴利取締令を改正し販賣價格表示義務を負はしたことも蓋しかゝる見地に基くもので指定物品の販賣價格はこれに依つて確知し得ることとなつたわけである。

取締の除外例

二五九

指定物品の販賣業者は、それが生産者であらうが、貿易業者であらうが總て包含されてゐるが、唯第一條の但書に依り除外例として、物品指定の前日における販賣價格又は商工大臣若は地方長官の指定する販賣價格を超えて販賣することを認めてゐるのは次の場合である。

- 一、輸出する場合
- 二、取引所に於て賣買する場合
- 三、已むを得ざる事由に依り卸賣に付ては商工大臣、小賣に付ては地方長官の許可を受けた場合

以上の除外例を認めてはゐるが、かゝる許可は原則として行はない方針で、若し地方長官がどうしても許可を爲す必要があると認めるときはその事由を具して豫め商工省に打合せることになつてゐる。なほ卸賣の許可申請は已むを得ない事由ありと認むる營業所所在地の地方長官を經由することにしてゐる。

販賣價格の指定

次に販賣價格の指定だが、これは第一條に依つて明かな通り指定を爲し得る者は商工大臣と地方長官で、商工大臣は中央物價委員會の答申に基いて販賣價格の指定をする。即ち中央物價委員會で決定した標準最高販賣價格を採擇して、これを當該物品の販賣價格として指定するのであつて、斯くして中央物價委員會の決定は強力な實行力を有することになるわけである。然し物品は運賃その他の事情に依つて地方的に高低があることが多い。又中央委員會で決定する標準最高價格はこれ以上騰貴せしめない即ち漸次引下げることがを豫定して定められることが多いので騰貴事情の差異に依つて地方における販賣價格がこれより低いことも尠くないと想像される。

なほ物品の品質等が各地相當異ると考へねばならない。東京における中等品が地方では最上品となることがあり得るわけである。又晒木綿でも關東では知多晒、關西では泉晒と異つてゐ

る。従つて中央物價委員會の決定に基いて商工大臣が販賣格價を指定することは勘いわけ。

各地の販賣價格は地方長官が指定

商工大臣の販賣價格指定の形式は前記物品の指定と同様告示に依つて爲される。尤も商工大臣の指定した販賣價格に據り難い事情があると認められるときは地方長官は遅滞なくその事情を商工省に具申することになつてゐる。次にそれでは地方長官が販賣價格を指定するのは如何なる場合か？

地方長官が價格を指定する場合

地方長官が實際に販賣價格を指定する場合は次のやうに分けて考へられる。

- 一、中央物價委員會で決定した標準最高價格（これは決定の都度商工省から地方廳に通知される）を地方の特殊事情に適合せしめてこれを指定する場合

- 二、中央物價委員會で決定した標準最高價格を基準として、その決定された物と同種のもの、販賣價格を指定する場合

例へば足袋には幾種類もあるが、その中の一種について最高標準販賣價格を中央物價委員會で決定したとき、これを基準として他の足袋の販賣價格を指定する場合である。この場合にも地方的事情を加味すること勿論であるが……

- 三、物品は指定されてゐるが中央物價委員會で標準最高販賣價格を決定してゐないもの、販賣價格を指定する場合

例へば輸入材が指定されてゐるとき中央物價委員會で標準最高販賣價格を決定しない米材丸太の販賣價格を指定する場合。大體以上の如き場合に地方長官が指定する事になるわけである。

地方物價委員會と價格の告示

地方長官が販賣價格を指定する場合には特別の事情（例へば非常に遅れるといった場合）が

ない限り地方物價委員會に付議することになつて居り、更に地方物價委員會で審議する際には先づ以て専門委員會で充分検討し、その地方の販賣價格より高い即ち價格引上げとならないやうにせねばならない。又隣接並びに關係府縣と足並を揃へて置かないと無理を生じ易い。殊に物資の偏在移動を起す虞があるから充分聯絡を取ることが肝要なわけである。

なほ地方長官が販賣價格を指定する前記三場合、中央物價委員會で決定した標準最高價格より低い販賣價格を指定する場合は總て豫め商工省に打合すことになつてゐる。地方長官が販賣價格を指定する形式は告示である。

地方長官が販賣價格を指定したときは豫め商工省に打合せを爲した場合と否とを問はず遲滞なく之を商工省に報告すると共に市町村、商工會議所、學校、組合その他各種團體を通じてこの周知徹底を圖ることになつてゐる。ラヂオに依つて知らしめるは勿論、市町村役場その他適當な個所に示してもいゝわけである。なほ商工大臣から指定された物品の販賣價格は一應その指定の前日における販賣價格で抑へられることになるが、必要に應じ販賣價格の指定を廣く行

ひ、極力物價の引下を圖ることになる。

以上で物品販賣價格取締規則の解説は一應終つたが、その後七月二十八日に規則は改正され結局條文は

第一條 商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其指定ノ際商工大臣ノ指定スル年月日（改正前ハ「指定ノ前日」）ニ於ケル販賣價格ヲ商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣（指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ、但シ輸出スル場合、取引所ニ於テ賣買スル場合及ビ已ムヲ得ザル事由ニ依リ卸賣ニ就テハ商工大臣、小賣ニ就テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此限りニ在ラズ

第二條 前條ノ物品ヲ販賣スル者ハソノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ物品ヲ併セ販賣シ其他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス纖維製品販賣價格取締規則及皮革製品販賣價格取締規則ハ之ヲ廢止ス、但シ罰則ノ適用ニ付テハ仍ツテ従前ノ例ニ依ル
 となり、從來同省令の適用を受ける指定品目は告示の前日の市價で抑へたものを適用品目指定と同時に年月日を指定することに依り物價指定前日より更に遡つて市價を抑へ、物價を引下げ得ることとなつた。つまり基準日を任意に指定し得ることになつたわけ。なほ附則で「纖維製品」及び「皮革製品」の兩販賣價格取締規則の兩單行省令を物品販賣價格取締規則に統一し、茲に名實共に總括的且つ強力な物價統制に關する法令となつた。

適用品目と價格指定の年月日

今日（昭和十三年九月九日）現在に於いて、物品販賣價格取締規則の適用を受けてゐる物品

とその指定年月日（この日の價格を超えて販賣し得ない）は左の通りである。

- 一、綿、ステールプルファイバー、羊毛、山羊毛又は駱駝毛を原料として製造したる糸、人造絹糸、織物（フェルトを含む）、莫大小及び製綿並に之を原料として製造したる紐、繩、網、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及びホース（但し綿糸販賣價格取締規則、ステールプルファイバー及びステールプルファイバー糸販賣價格取締規則又は人造絹糸販賣價格取締規則の適用を受くるものを除く）昭和十三年六月二十八日

二、皮革製品 昭和十三年六月三十日

三、麻製品 昭和十三年七月八日

四、輸入材及び其の製品 昭和十三年七月八日

五、ゴム製品 昭和十三年七月八日

六、松脂 昭和十三年七月八日

七、セルラック 昭和十三年七月八日

- 八、アラビヤゴム 昭和十三年七月八日
- 九、桐油 昭和十三年七月八日
- 十、カーボンブラック 昭和十三年七月八日
- 十一、亜鉛華 昭和十三年七月八日
- 十二、鉛丹 昭和十三年七月八日
- 十三、リサージ 昭和十三年七月八日
- 十四、唐土 昭和十三年七月八日
- 十五、石炭酸 昭和十三年七月八日
- 十六、硼砂 昭和十三年七月八日
- 十七、アルミニウム製品 昭和十三年七月十五日
- 十八、アルマイト製品 昭和十三年七月十五日
- 十九、ヒマシ油 昭和十三年七月十五日

- 二十、カゼイン 昭和十三年七月十五日
- 二十一、氷 昭和十三年七月二十三日
- 二十二、家庭用又は浴場用石炭 昭和十三年七月二十三日
- 二十三、内地古ゴム及再生ゴム 昭和十三年八月四日
- 二十四、大麻 昭和十三年八月十七日
- 二十五、木炭、煉炭及亜炭 昭和十三年八月十七日
- 二十六、珪藻鐵器 昭和十三年八月三十日
- 二十七、紙類及製紙原料 昭和十三年八月三十日
- 二十八、古又は屑の鐵 昭和十三年八月三十日
- 二十九、再生鉄鐵 昭和十三年八月三十日

四 物價調査委員とは？

全國から三千名選任

物價を現在以上に騰貴せしめず、進んでこれが引下を爲すために價格公定制が行はれてゐる價格の決定に當つては現在の市價は勿論のこと銘柄、取引系統其他各般の事情に就て充分調査をすることが肝要である。又價格が公定された以上はその實行が確保されねばならない。脱法行爲は芽のうち之を刈取ることが絶対に緊要である。

ところで現在物價に關する重要事項の調査審議に當る爲め中央及び地方に物價委員會が設置され商工大臣又は地方長官の諮問に應じ物資別物價専門委員會の協力を得て、公定價格の基礎となる物價の決定に當つてゐること御承知の通りで、尙物價調整に關する職員が専ら物價委員會に關する事務に従事し又公定價格の實行確保の爲めに經濟警察官が設けられてゐる。

然し物品の種類は多くその價格は相互複雑した動きを示してゐる。又脱法行爲は隱密の間に行はれ醸成される。價格の形成にしろ又價格の監視にしろ事情に精通してゐる民間有識者の補助を得ることが適當である。八月十日附物價調査委員令が制定公布され、物價統制に關し必要な事項の實地調査に従事する者として物價調査委員制が設けられたのは以上の趣旨に基いたものである。目下の所十三年度豫算に計上されてゐる物價調査委員の總數は三千人で一人當り手當年五十圓となつてゐる。以下この物價調査委員令を簡単に解説し参考に供する。

解説の便宜上最初に省令全文を紹介すると

第一條 物價調査委員は地方長官の指揮監督を承け物價統制に關し必要な事項の實地調査に従事するものとす

第二條 物價調査委員の定數は地方長官調査地區毎に之を定む

前項の調査地區は地方長官之を定む

第三條 物價調査委員は地方長官之を選任す

物價調査員は名譽職とす物價調査委員の任期は一年とす

但し特別の事由ある場合においては任期中これを解任することを妨げず

第四條 第二條の調査地區毎に物價調査委員會を置く

物價調査委員會は地方長官の監督に屬し物價調査委員の職務の聯絡を圖る

物價調査委員會は物價調査委員を以てこれを組織す

地方長官必要ありと認むるときは關係市町村長商工會議所役員その他適當なる者をして物價調査委員會の組織に加はらしむことを得

關係各廳官吏は物價調査委員會に出席し且意見を述べることが得

第五條 物價調査委員はその職務に關し知得したる秘密を漏洩することを得ず

附 則

本令は公布の日より之を施行す

役割は頗る大きい

調査一地域は地方長官が之を定める（第二條第二項）のであるが、原則として警察署管轄區域に依ることとなつてゐる（通牒一）。これは物價調査委員と警察署との關係を緊密にし價格形成に關してばかりでなく價格取締に關しても物價調査委員の充分なる活躍を期待するが爲めである。

調査地區は物價調査委員の定數決定の單位地域となつてゐる（第二條第一項）。即ち調査地區が原則として警察署の管轄區域に依つて定められると其地域内における商工業の狀況等を考慮して物價調査委員の定數が決定されるわけである。従つて調査地區に依つてその定數に相當の差異を生ずることになり、また物價調査委員の選出される業種業態も自ら異つて來るわけである。このためある地區は一名のみ、ある地區は三名となること前記の通りである。なほ調査地區は物價調査委員を以て組織する物價調査委員會の單位地域でもある（第四條第一項）。又調査

地區を定めた時は遅滞なく地方長官が之を商工省に報告することになつてゐる(通牒四)。

最後に物價調査委員會であるが、これは勿論物價調査委員を以て組織する(第五條第三項)即ち地方長官が必要ありと認めるときは關係市町村長、商工會議所役員其の他適當な者をして物價調査委員會の組織に加はらしめることが出来る。つまり調査委員を以て原則として組織するが、必要に應じ市部であれば市長とか商工會議所役員、町村であれば町村長を其他の適當な者があればそれを委員會の組織に加はらしめ得ることにしてゐる。この物價調査委員は地方長官の監督に屬し物價調査委員の職務の聯絡を圖る(第四條第二項)ものであつて、關係各廳官吏は物價調査委員會に出席し且意見を述べることが出来ることになつてゐる(第四條第五項)物價調査委員會は之に依つて地方廳(警察部を含む)と物價調査委員との聯絡を緊密にしその迅速な活動を圖らうとするものであるから、委員會の有する役割は頗る大きく、其の運用については特に留意する必要がある(通牒三)。従つて物價調査委員毎に委員中から適當な者を地方長官が選び之を聯絡擔當者と爲すことは便宜な措置であるわけ。

委員は人格高潔で經濟知識ある業者

物價調査委員令並に物價調査委員令施行に關す商工次官通牒は前掲の通りで、これを解説すると次のやうなことになる。

先づ物價調査委員であるが、委員の仕事は地方長官の指揮監督を承け物價統制に關し必要な事項の實地調査に従事することである(第一條)。そこで物價調査委員は如何なる事項の實地調査に當るかは、地方長官の命令に依つて定まる所であるが、定期的に一定の事項例へば指定物價の市價の動きを調査することもあれば、臨時的に特定の事項例へば中央物價委員會で最高標準販賣價格を決定した物品の當該地方における市價を調査することもあるだらう。

何れにしても委員の任務は重大であつて又其の任務は誠實に遂行せねばならない。

以上のやうな任務の重要性に鑑み物價調査委員は地方長官が之を選任することになつてゐるが(第三條第一項)委員は地方長官の補助者として物價統制に關し必要な事項の實地調査に従

地區を定めた時は遅滞なく地方長官が之を商工省に報告することになつてゐる(通牒四)。

最後に物價調査委員會であるが、これは勿論物價調査委員を以て組織する(第五條第三項)即ち地方長官が必要ありと認めるときは關係市町村長、商工會議所役員其の他適當な者をして物價調査委員會の組織に加はらしめることが出来る。つまり調査委員を以て原則として組織するが、必要に應じ市部であれば市長とか商工會議所役員、町村であれば町村長を其他の適當な者があればそれを委員會の組織に加はらしめ得ることにしてゐる。この物價調査委員は地方長官の監督に屬し物價調査委員の職務の聯絡を圖る(第四條第二項)ものであつて、關係各廳官吏は物價調査委員會に出席し且意見を述べることが出来ることになつてゐる(第四條第五項)

物價調査委員會は之に依つて地方廳(警察部を含む)と物價調査委員との聯絡を緊密にしその迅速な活動を圖らうとするものであるから、委員會の有する役割は頗る大きく、其の運用については特に留意する必要がある(通牒三)。従つて物價調査委員毎に委員中から適當な者を地方長官が選び之を聯絡擔當者と爲すことは便宜な措置であるわけ。

委員は人格高潔で經濟知識ある業者

物價調査委員令並に物價調査委員令施行に關す商工次官通牒は前掲の通りで、これを解説すると次のやうなことになる。

先づ物價調査委員であるが、委員の仕事は地方長官の指揮監督を承け物價統制に關し必要な事項の實地調査に従事することである(第一條)。そこで物價調査委員は如何なる事項の實地調査に當るかは、地方長官の命令に依つて定まる所であるが、定期的に一定の事項例へば指定物價の市價の動きを調査することもあれば、臨時的に特定の事項例へば中央物價委員會で最高標準販賣價格を決定した物品の當該地方における市價を調査することもあるだらう。

何れにしても委員の任務は重大であつて又其の任務は誠實に遂行せねばならない。

以上のやうな任務の重要性に鑑み物價調査委員は地方長官が之を選任することになつてゐるが(第三條第一項)委員は地方長官の補助者として物價統制に關し必要な事項の實地調査に従

事するものである點に鑑み、人格高潔且つ經濟事情精通者から之を選任することになつてゐる（通牒二）。委員の人は調査地區との關係もあり地區警察署長の推薦に依ることになつてゐる。

選任された物價調査委員は名譽職であり（第三條第二項）又物價調査委員令に依り公務に従事するものであるから勿論公務員である（刑法第七條）。従つて物價調査委員の職務の執行を妨害する者は公務執行妨害罪で處罰を受けることになる（刑法第五章）。同時に物價調査委員の職權を濫用し即ち肩書を濫用し或は賄賂を收受したときは瀆職の罪に問はれることを御承知願ひたい（刑法第二十五章）。なほ物價調査委員はその職務に關し知得した秘密を漏洩することを禁じてゐる（第五條）。


又物價調査委員は前記の通り名譽職であるが、商工省では手當として年額一人五十圓を計上してゐる。然し實際の手當は三十圓見當になるものと思はれる。いふのは物價調査委員會を開く經費を五十圓の割當から差引かねばならぬ事情にあるといふから……

次に調査委員の定数は地方長官が調査地區毎にこれを定めることになつて居り（第二條第一項）定数を定めるときは遅滞なく商工省に報告せしめることになつてゐる（通牒四）委員の任期は一年と規定してあるが特別の事由例へば不適當の所爲があつたときは任期中と雖も地方長官は之を解任することが出来る（第三條第三項）。つまりこれに依つて誠實な獻身的な人物のみを物價調査委員に充て充分な成果を期さんとしてゐるわけである。

×

×

以上解説したやうに當局は當面の急務たる物價對策については中央物價委員會の手になる標準最高販賣價格を物品販賣價格取締規則により公定價格化し、この違反に對しては暴利取締令の適用或は經濟警察の協力で嚴重に取締つて來たが、その後物價對策は單に權力のみでなく當業者の自省に依り自主的に標準價格を遵守することが緊要でありとし、物價對策の新局面とし當業者の共同責任の下に自治的監視制度を商業組合を中心に設けることになつた。



附録

質 疑 應 答

御用聞と価格表示義務

【問】 価格表示は一切の物品について行はれるさうですが、私共のやうな酒屋が附近の邸を目標としてゐる御用聞の場合はどうなるものでせうか？ 価格を表示するとしたら、どんなことにしたらいいでせうか？（一酒店主）

店頭現金賣の値段て表示

【答】 既に新聞等で御覧になつたと思ひますが御用聞は表示義務除外例に入つてゐません。従つて今後は御用聞に際し値段表を持参しなければなりません。値段表は酒類（清酒、ビール、焼酎、ブドウ酒、洋酒等）調味料類（醤油、味噌、味醂等）罐詰類、清涼飲料類といった風に

幾つかに分類し、各類毎にそれ／＼銘柄、數量(單位)價格を明記し、お得意先で御覽に入れるやうにしたらいゝでせう。表示價格が毎日變るやうなものは少いのですから印刷して一見して解るやうなものにしたらと思ひます。表示する價格は現金で而も店頭で現實に販賣する値段だといふことです。従つて定價よりも安く賣つてゐる場合はその價格を表示するわけです。又御用聞掛賣りだからといつて掛値をするやうなことをしてはならない。なほ通帳に記入するとか、納品傳票を使用する場合は、それが價格表示となるわけです。

取引條件の相違と正札

【問】 正札乃至價格表示についてお伺ひ致します。正札といふからにはワン・プライスでなければならぬことよく存じてゐますが、取引先や取引條件が違ふ場合自ら販賣價格も違つて來ることになります。例へば百貨店に大量卸す場合と一般小賣店に小賣を卸す場合もさうです、その場合取引條件に相違があれば尙更のことです。現金取引と延取引では販賣價格に差

のことは當然だと思ひます。こんな場合の正札はどうなるでせうか？(一問屋)

現實の取引に應じていゝ

【答】 商習慣として又實際經營上の立場からしても卸賣業において現金取引と相當長い延取引とでは價格が相違することは勿論です。この場合正札を何れにするか？ 正札が二つも出来るがそれでいゝのか？ 成程、厄介な問題ですが、實際は頗る簡単に解決出來ます。毎日の取引において問屋が各商品に正札を附すことは先づ稀で、店頭なり店内の見安い場所に價格表を掲示することになります。その際表示する價格は何か——若し貴方の店が大部分現金取引である場合はその價格を表示すればいゝ、そして延取引のものについては、その傍らに「延取引の場合は一割増」といふ風に明記して差支ない。一見二つの正札があるやうですが決してさうではないのです。これは卸商ばかりでなく田舎の小賣店で三ヶ月なり半ヶ年の延取引の場合と現金店頭賣りとは區別を附していゝわけです。その後商工省でもこの點よく諒解してゐますか

ら。御安心下さい。

二八二

長期掛賣りと價格表示

【問】日用品雜貨學用品の卸小賣營業ですが、從來消費組合農事實行組合の共同購入、學校の學用品給品部等は凡て卸として取扱つて來ましたが、今回の價格表示の場合、前記の消費組合等は一般需要家として取扱ふべきでせうか、卸販賣として取扱つて差支へないでせうか？次に當地方の習慣により現在半期掛賣りが行はれて居ります。一定の掛賣値段を決め現金の場合はその都度割引するといふ方法を採用してゐます。而も正札販賣では半期掛賣は出來ず、又現金販賣の自信もありません。こんな場合掛賣りとしての價格が許されるでせうか、又絶對現金賣で進むべきでせうか？御教示下さい（K生）

商習慣に従ひ適當に表示

【答】御質問の内容は二つに分れてゐますが、先づ第一の消費組合、學校方面への販賣を卸賣りとみていゝかどうかとの點。これは價格表示上卸賣りとして取扱つていゝと思ひます。消費組合が共同で購入之を組合員に配給する場合は小賣とみるべきですし、學校で生徒の必要學用品を取纏め買入れこれを生徒に配布して呉れる場合、一定の値引きをするのは當然です。従つて價格表示關係からみても配給段階關係からみても、卸賣りとして取扱ふことが當然で、さうしない限り圓滑な商賣は出來ますまい。

第二點は相當疑論もあり、従つて研究の余地のある點ですが、御當地の商賣習慣上どうしても半期掛賣りでなければ不可ない。消費者側もさうでないと仕拂ひが出來ないといふのでしたら半期掛賣り已むを得ません。そこで表示する價格の問題は公定價格が設定された場合は勿論これに従ふべきで、公定價格が無いなら暴利でない範圍で適當な掛賣りとしての價格を決めていゝと思ひます。この場合一定の金利を加算することもいゝわけです。但し徒らに掛倒れを見越しこれを掛賣り値段に加算することは慎まねばなりません。今後は出來るだけ町内の商店が

舉つて掛賣りの合理化掛倒れ防止、現金賣りへの轉向に努力する心構へが勿論必要です。こゝでも一つ問題が起きると思ひます。それは現金賣り（假令少いにしても）もあると、店賣りの値段と外賣りの値段とが違つて来る。同じ商品で二つの價格が生ずる。一體どれを表示するかといふ問題です。この場合は大部分の商賣が掛賣りならば掛賣りの價格を表示し「但し現金の場合は一割引」といふ風に明記して差支へない。これなら問題は簡單になるわけです。

月賦販賣品の表示價格は？

【問】 小生は呉服類を主に雜貨類も扱つてゐる者ですが、お得意は中流以下ばかりで呉服類は殆んど二ヶ月又は三ヶ月拂の掛賣りです。弊店は従來も正札を全部附して居りましたが、前のやうな事情で利懸率が多少高くなつて居りますから、現金賣値より幾分高いのです。この實際利幅を最小限度にして表示し現金又は確實な月末拂で販賣するやうに改めたいと思ひますが、従來の二ヶ月、三ヶ月拂のお得意様にはどういふ方法で御諒解願つたらいいでせうか？

次に月賦販賣をして居る店は、利懸率が高いのが普通ですが、改正暴利取締令に違反するのではないでせうか？（一呉服店）

良心的利懸率は許されていゝ

【答】 この際、二ヶ月三ヶ月といふ長期の掛賣りを廢めて、月末拂で販賣するやうに努められるとのこと、時宜に適した結構な決意と思ひます。そこで得意先に對しどうして諒解を求めるかとのことですが、これは率直に貴方の決意、心境を吐露するのが一番です。結局「この非常時局に際し國策に協力するため最小限度の利幅で販賣することにしました。就いては兎角利懸率のあつた従來の長期月賦販賣を月末拂販賣に改め度いと存じます。これも經營を合理化しお得意様により安い商品を販賣し、國策に沿はうとの一念からです。何卒御諒承の上御協力下さい」と文書なり口頭で、熱心に而も丁寧に挨拶をしたらいいでせう。

唯この場合得意先の事情を充分考慮してかゝることで、場合によつては三ヶ月であつたもの

を先づ二ヶ月に短縮、次いで月末拂にするといふ風にしなければなりません、それかと言つて優柔不斷な態度はこの際大禁物です。なほ御質問第二の月賦販賣の利息率加算と暴利取締令との關係ですが、仕入は現金で販賣だけが長期月賦のやうな場合には正當な金利を加算することは許されると思ひます。尤も最高價格が設定されその最高價格中にかゝる金利とか、運賃とかを含めてゐる場合にはそれに従ふべきですが……つまり商習慣を考慮し良心的な態度でさへあれば、凡て常識的な判断で行つていゝと思ひます。左様御承知願ひます。

ブローカーの價格表示

【問】 價格表示の件に關し質問します。今回の暴利取締令改正の結果價格表示せねばならなくなつたことは充分承知して居ります。然し實際問題としてブローカーである私共は正札を附することは勿論價格を表示し得ない場合があります。そんな場合どうしたらいいでせうか？ 表示するとしたら如何なる方法に依ればいいでせうか？（ブローカー）

表示不能の場合は除外

【答】 ブローカーも表示義務を負ふことになつてゐます。貴方の取扱ひ品が何か解りませんが業種業態の如何を問はず原則として價格を何等かの方法に依つて表示しなければならぬことだけは儲です。そこで實際問題ですが、商品を現實に引取るやうな場合には、之に價格を附することが出来ずから問題はない筈です。又海外から輸入するやうな場合、それが横濱なら横濱税關で手續を済ます。その際手續を了る時間に價格が成立つ。これは少くとも理論的に考へられます。かゝる場合何等かの方法例へば値段表等でその價格を表示し得るなら、表示すべきです。併しどうしても價格を表示し得ない場合があります。現にブローカーとして一般的に行つてゐる電話による値段の折合せ、つまり電話に依つて値段を交渉する場合には、表示しようとしても表示する術がないわけです。こんな場合には已むを得ません。出来ないものをさせるといふことは無茶極るもので當局としても「何でも彼でも出来ても出来なくとも」價格表示を強

制するといふのではない筈、目的は価格公開に依り物價の騰貴を抑制する。否抑制するばかりでなく更に積極的に物價を引下げるといふのです。而も當局としては先づ以て凡ゆる商品に、凡ゆる場合を通じ價格表示義務を免に角負はせる。實際に實行した上で不都合があれば改め出来ないものは「特定の事情」があるものとし表示義務を除外するといふやり方を採つてゐるやうです。つまり方法論として先づ全面的強制價格表示制を採つたものと解釋出來ますから、この點を考慮すれば出来ないものを無理に表示する要はないと解釋していゝわけです。なほブローカーと雖も一定の價格標準がある筈ですし、賣り應ずる場合は價格の表示が出来ることになるからこの點は御注意下さい。

仲間賣價格の表示は？

【問】 日用品雜貨の卸賣店ですが、左の點御指導下さい。

一、普通卸賣定價表の下に仲間賣値段（勿論定價より安價）を符牒で書いて置きたいと思ひ

ますが如何でせうか？

二、小賣値段を書いて置かない場合小賣すること出來ないでせうか？（U生）

勿論表示せねばなりません

【答】 今回の暴利取締令改正の結果は如何なる場合と雖も符牒を使用し得ないことになつてゐます。従つて貴方のやうな卸賣店においては卸賣價格表を作ることになるでせうが、同時に仲間賣價格表を店内に掲げて置けばいゝことになります。商品に一々プライスカードをつけることは、卸賣店では不便ですし、その必要もないでせう。次に小賣價格を表示せずに小賣することは出来るかどうかとの御質問ですが、値段のない商賣はあり得ない筈で、小賣する場合は仲間賣と同様價格表に記入これを掲示すべきです。卸、小賣を兼業してゐる店なら夫々卸、小賣兩價格を表示すること勿論ですが、實際問題として卸賣が大部分の場合は卸賣價格を明細に表示（店頭なり店内の見易い所に掲示したらいゝでせう）し、それに但し小賣は卸賣價格の一分割

増」といふ風に書添へるなり「仲間賣は小賣價格の九掛」といふ風に表示したらいいでせう。符牒は御法度です。

價格表示義務と街の特賣

【問】 新市域の一商店街の者ですが、街の有志約十店は毎月八の日を恒例特賣日として當日は正札の一割引を行つてゐます。所で暴利取締令の改正の結果絶対正札主義となり價格を全部表示させられることになりましたが、一割引は出来ないでせうか？ 正札より安く賣つていけないと聞いてゐますが、如何なものでせう。目下如何にすべきか困つてゐます。(I生)

一割引特賣を行つていい

【答】 御質問御尤もです、最近方々で貴方と同様の御質問を聞きますが御承知の通り暴利取締令改正は飽迄暴利を抑制し取締る爲めの改正です。そして價格表示の強制は價格公開により物

價の騰貴を抑制しようといふのが狙ひ所になつてゐます。目下の問題は物價の騰貴を如何にして抑へ、暴利を貪る者を如何にして取締るかといふことで、一割引をするとか、見切賣出しをするといふ風に標準價格より安く賣ることは問題にならないわけです。然し正札といふことは取りも直さずワン・プライスを示すのですから、濫りに正札主義に背くことになれば、虚偽の表示として取締られますし、事實それで何のための正札か解らなくなる——かういふ次第ですからこの點お含みの上、恒例八の日の特賣といったやうな、期間の決つた眞面目な一割引賣出しであれば、これを行つて些かも差支ない、從來通りどし〜おやり下さい。

警察への届出と販賣價格

【問】 六月二十八日洋傘上等品生憎品切れとなつてゐたので價格も不明のため上等品を除き中等品下等品について警察署へ販賣價格を届出しました。ところが其後上等品二圓五十錢の品が入荷したのですが、この場合二圓五十錢で販賣して差支へないでせうか。それとも中等品の

届出價格一圓九十錢で販賣せねばならないでせうか？(一雄)

去月九日製造禁止となり禁止前日たる八日現在の値段で販賣することになりましたが、八日現在の値段は甲の店も乙の店も一圓だったのです。ところがその後乙の店が品切れになり甲の店から一圓で仕入れ一圓十錢で乙の店が賣る場合どうなるでせうか？(C生)

良心的態度で善處すること

【答】 物價に關する御質問ばかりですから便宜上纏めました。先づ第一の届出をしなかつた上等品の販賣價格の件ですが貴方が何等悪意なく即ち實際に手持がなく上等品を届出なかつたものとすれば、二圓五十錢で販賣することも差支ないかと思ひます。御承知の通り届出した理由は物價騰貴を抑へるといふ點にあるのですから、新に入荷した上等品は届出たらいゝでせう二圓五十錢で届出て二圓五十錢で販賣して構はないわけです。殊に洋傘については公定價格が設定されてゐないので、良心的な態度で善處することをお奨めします。尤も假に貴方の

店に當時無かつた上等品と雖も他の店では取扱つてゐたと思ひますから、それを調べれば所謂市價が判明するでせう。又新しく仕入れた商品には従來通り一割なら一割、二割なら二割を掛けて販賣價格を決めていゝのです。

第二の件は取扱商品名をお書きにならないので困りますが製造を禁止されてゐる業界としたら公定價格を設定されてゐる筈ですし、公定價格がなくとも販賣價格を同時に取締つた筈ですから、八日現在の販賣價格に依らねばなりません。公定價格があれば、それに従ふこと勿論です。その結果十錢なりそれ以上損することがあつても已むを得ません。但し非常管理も受けず公定價格も設定されてゐないやうな場合は、考慮の餘地があるわけです。

代表的價格表示と正札貼付

【問】 今回暴利取締令の改正に伴ひ一切正札主義となり、御用聞の際に價格表を持參せねばならぬことは承知して居りますが、店内において同じ商品を一山にし、それに立札をして代表

的に正札を付してゐるやうな場合があります。また味噌のやうに樽に入れ、百匁××錢と表示してゐる場合があります。こんな場合顧客の注文で商品をお届けする際一々正札を付けねばならないでせうか？ さうなると大變手数がかゝるのですが、如何なものでせうか？（一商店主）

納品傳票等に價格明記の事

【答】 一々正札を付するのが本當ですが、それではお話の通り煩雜で手数が大變です。そこで便宜上正札は付けないが、然しお届けする際納品傳票を持參し、その價格を明記するとか、通帳に記入して來るとか、現金の場合なら代金領收書に價格を明記するといふことにしたらいいでせう。もと／＼正札の付いてゐたものを、正札無しでお届けすることは勿論不可ないことですが、代表的な價格表示を行ひ個々の商品に正札を付して居らぬ場合、而もそれで充分價格を表示し得る場合は前記の方法で結構です。従つて商品だけをお届け、納品傳票にも通帳にも價格

を明記しない遣方は絶対に不可ません。

公定價格と市價と暴利取締

【問】 市價と公定價格と暴利取締の關係が、よく解りません。出来るだけ具體的に御教示願ひます。公定價格以上に賣つてならないことはよく承知してゐますが、ストック品を持ち而もそれが最近の仕入價格より遙かに安値で仕入れた場合、それを公定價格以内の市價で賣る場合暴利取締令に觸れるでせうか？ 當地の警察官はこんな場合に暴利だと申し戒告處分にしています、何卒御面倒でもよく御示し下さい。（W生）

所謂市價販賣は取締られる

【答】 貴方と同様の質問が大分ありますからこの際取纏め改めて回答することにします。仰言る通り公定價格以上に賣る場合は問題なく、如何なる場合にも公定價格を超えることは許され

ない。従つて假に仕入値段が公定価格以上の場合にも公定価格で賣らねばならず、そのために損をすることも已むを得ません。尤も業界全體が損をするやうな公定価格は無い筈のもので、萬が一そんなことがあれば地方物價委員會なり専門委員會を開き公定価格を改正することになりませうし、今回新に制定された物價調査委員令に依る調査委員はかゝる事の無いやう實地に調査することになります。

そこで問題は仕入價格の安い手持品の販賣價格と暴利取締令との關係で、當局の見解はもつと嚴重なもので「その販賣價格が公定價格以内であつても、一定の利益率以上で賣つてはいけな

い、賣れば暴利となる」といふのです。一定の利益率といふのは、從來一割五分の利幅であつたものはやはり一割五分でなければいけないといふ所謂平均利益率です。然し回轉率その他との關係もあるから、以前に安値で仕入れたものと最近相當高値で仕入れたものを合計し、その平均値を以て賣つたらいゝとのことです。つまり昨年ダース一圓の仕入が十ダースあり、その後一圓二十錢の仕入が五ダースあり、最近は一圓五十錢で仕入れそれが十ダースある場合、こ

れ等を合計しその平均を出しダース幾らの仕入値とし、それに一定の利益率を加へるわけです。勿論この場合平均價格を吊上げる爲めに故意の工作をしてはならないわけです。なほ從來から一定の利益率に依らず賣買差益幾らといふ賣り方をしてゐたものは、それに従ふことになりました。以上のやうなわけで所謂市價販賣も暴利として取締られることがあることになりました。然し取締は處罰が目的でなく飽迄も指導的取締に終始すべきで、違反者と雖も善意のものは徒らに罰しない方針を採つてゐますし、違反者には先づ戒告し、それでも違反行爲を續ける場合に罰することになつてゐる。これは當然のことで警視廳、商工省共にその見解を明かにしてゐます。問題のある點だけに御注意下さい。

地方の公定價格について

【問】 私は田舎町で靴、靴類を販賣してゐる者ですが、皮革製品について中央物價委員會が答申した價格を公定價格として、これに従はねばならぬものでせうか？ それとも當縣で公定

価格を決めた上でそれに従ふものでせうか。(宮城縣、一靴、靴店)

二九八

地方長官が告示してから

〔答〕 御質問は公定價格の法的効力發生の時期の問題です。この點については大分誤解があるやうですが、皮革製品に限らず綿製品にせよゴム製品にせよ或は金屬品、毛製品、麻製品、工業藥品、石炭、氷、輸入材及び其の製品等について同様ですが、中央物價委員會が答申したからといってそれが直ちに公定價格になるものではありません。(勿論これは暴利取締令發動の基準とはなりません。従つて暴利取締令で處置されることにはなりません。……) 商工省から各地方廳に答申價格を傳達し、地方廳で地方物價委員會を開き審議の上その答申を求め、この答申に基き地方長官が告示して初めて、その府なり縣の公定價格が成立つわけです。

いふふまでも無く地方と中央では事情を異にし、従つて販賣價格を公定する際、地方々々に依り充分事情を酌まねばならないからです。尤も東京府下においては場所柄中央物價委員會の

答申に實際問題として従ふわけですが、それでも中央物價委員會の答申があつたからとて東京府下の公定價格が決定し、法的効果を生ずることにはならない。やはり東京地方物價委員會を開き府知事の告示即ち公報で發表して初めて公定價格となるわけです。従つて貴方の場合は宮城縣の地方物價委員會を開き、縣知事が告示してから所謂皮革製品の公定價格が設定され貴方はその價格を遵守せねばならぬことになるわけです。告示があれば組合とか商業團體、婦人團體、警察その他の機關を通じて廣く公定價格表を縣下に掲示する筈です。

足袋の公定價格について

〔問〕 私は地方都市で洋品足袋雜貨を取扱つてゐるものですが、足袋の公定價格並びに暴利取締令に關聯し御回答願ひます。御承知の通り同じキャラコ足袋と申しましても上等品、並等品、格安品或は更に特殊高級品といろ／＼の種類を取扱つてゐるわけですが、當地の警察官は白キャラコ足袋は一切三十五錢を公定價格とし、それ以上に販賣した場合は暴利だと申し

て居ります、聞けば中央物價委員會の答申が「裕白キヤラコ足袋（大人用）三十五錢」としてあつたからそれに従はねばならぬとのことです。これは如何なものでせうか？ 警察官の言ふ通りでせうか。（一洋品店主）

並品が三十五錢といふのです

【答】 貴方と同じ御質問は随分方々で聞きます。成程中央物價委員會の答申は警察官の仰言る通りです。然しあの答申は一つの標準を決めたものです。實際は不備だつたわけですが、白キヤラコ足袋と言つても貴方のお話の通り製造上の技術からしても使用キヤラコの品質かしても特殊足袋、上等品、並等品と種類があります。それを一束に取扱ふことは土臺間違ひです。現に東京府の公定價格表には單に「裕白キヤラコ（大人用）」とせず「裕白キヤラコ並品大人用」と明記してゐます。そればかりでなく東京市内では百貨店でも洋品店でも足袋店でも一足四十五錢、五十五錢といつた足袋を販賣してゐます。商工省の前の足袋屋が現にかうした値段で賣

つてゐるとのことです。警察官はもつと勉強すべきです。

並等品は三十五錢だが、上等品、特殊品は三十五錢で販賣出来るものではありません。こんなことは明々白々たる常識上の問題です。御當地において現在公定價格が設定されてゐるかどうか知りませんが、公定價格は東京府と同様「並品」について三十五錢なら三十五錢と決めるべきです。品質、規格、數量が一定してこそ公定價格です。この問題は業者だけの問題でなく各地方廳並びに警察當局で研究の上誤解の無いやうにして頂きたい。

地方自轉車卸商と公定價格

【問】 私は地方の自轉車及び附屬品の所謂卸商ですが、取扱商品中「自轉車タイヤ」及び「中袋」は、小賣は最高値段と利益率を、又卸賣は利益率を公定されました。即ち利益率は小賣三割五分、卸賣一割と告示の備考に示してあります。然るに地方の所謂卸賣は一回の販賣數量は其都度極めて少く（一組一本といふ場合もある）且つ延取引が多く、従つて資本金の固

定も莫大で、尙且つ回轉率は良好なもので年二回又は三回といふ状態、それに加ふるに集金等の營業費も相當の額に達する爲め定められた一割の利益率では利益は更に無い計算になります。といつて此の際認識を新にし取引の改善を圖るも、是は永年の因習上容易に行はれません。又延取引に對し別に金利を徴收するも可とか、特別の事情として地方長官の許可云々の話もあるが、實際に當つては實行出来ません。

そこで問題は私等の如き地方の小卸商即ち所謂仲間卸賣の如きものは法令の謂ふ卸賣と同一に解すべきでせうか、或は小賣と同様に見做すべきかといふ點です。又法令の卸賣と解し得ない場合飽迄一割の利益率を嚴守せねばならないでせうか、「備考」である以上必ずしもこの利益率に拘泥せざるものとの説もあります、如何なものでせうか？ 私等は商人たる以上商内を多くせねばならぬ以上、競争上の立場からも敢て暴利とか、何とかを得ようとする考へは毛頭無いのですが、餘りにも苦痛の爲め質疑する次第です。何卒前二者に付御教へ願ひます。(福島、小卸商)

利益率は工場賣價格の一割

【答】 商工省物價係官の回答を中心にお答へします。御事情充分にお察し出来ます、商工省當局でも地方における貴方のやうな場合について頭を悩ましてゐることは慥かです。全國各府縣を通じ具體的事情を充分聴取し、今後種々考慮する模様はやうです。但し現在の場合、貴方の質疑は二者共不可との回答です。即ち第一の卸商の資格の問題ですが、現に卸商をしてゐる以上何と言つても卸商です。第二は一割の利益率を嚴守せずともいふかといふのですが、貴方は一割の利益率を得られると思つてゐることが間違ひです。「備考」と雖も法的拘束力は同じで「備考」は内容の一部です。そこで、一割といふのはよく御覽になれば解るやうに工場賣價格の一割で、貴方の場合で言へば東京の大卸の利益率と貴方の卸賣利益率の合計が一割といふ意味です。益々以て飛んでも無いと仰言るかも知れないが、福島縣の告示が中央物價委員會の答申と同様であるなら、そして貴方の御書面から察すると前記の通りで、工場賣價格が九圓のも

のなら、貴方の店で卸賣する場合は九圓九十錢以下となり、假に仕入が十圓でも販賣価格は九圓九十錢でなければならぬわけです。御注意下さる。

暴利と利幅の限度に就て

【問】 小生農村でメリヤス洋品類を販賣して居ります、最近經濟警察も農村の小商人まで調べ却々喧ましくなりました。就ては左の事項御教へ願ひます。

- 一、利益は原價の何割まで暴利にならないでせうか？
- 二、愈々冬物仕入季となりましたがメリヤス類も昨年より遙かに値上りしてゐますが、この場合前年の持越品の値上げは絶対不可ですか？
- 三、商品に依り種々利益率も違はねばならないのですが、警察側では何も彼も一樣に見て居るやうで困るのですが、この點豫め警察の方へ御話をして置く方がいゝでせうか？
- 四、六月二十八日現在の賣値は絶対的で其後同一品を高値で仕入れた爲め之と並行して賣るべく正札の附替は不可でせうか？

五、暴利とは一體どんな場合でせうか？(S生)

従來の商習慣に據ること

【答】 第一の御質問と第五の御質問について最初にお答へします。利幅を何割にするか——それは御當地における業界の商習慣として略一定してゐることと思ひます。假に二割なら従來の商習慣通り二割の利幅で販賣していゝわけで、その限度においては暴利とはなりません。つまり業界の従來の商習慣に従つていゝわけです。次に第二の御質問ですが、これは第四の事項と關聯したもので、最高六月二十八日現在の賣値を超えることは物品販賣價格取締規則に依つて禁じられてゐますから、問題は六月二十八日現在の價格以内において格安に仕入れた持越品を値上げすることが出来るかどうかといふ點に落付きます。

これは既にお答へしてありますが、商工省當局の見解では、持越品と最近の仕入品との仕入

原價を合計し、それを數量で割り所謂平均値段を出し、この平均値段に従來通りの利幅を加へこれを以て正札として宜しいとのこと。府縣の取締方針に多少相違があるやうですが、當局のこの方針に従ふのが本筋です。尤も實際の取締は貴方の縣の經濟警察官が行ふのですからよくこの點御諒解を得るやうにして下さい。なほ商品により種々利益率も違ふとのこと、仰る通りですが、余り細かな格差を設けず、營業上から取締上から見ても判りいゝ程度の大まかな分類をし、多少の所はこの際ですから國策に副ふ爲め犠牲となることも覺悟せねばなりません。格差の問題はデリケートな且重要なことですが、大まかな格差で善處して頂くことです。

なほ暴利とは「物品の買占、賣惜、暴利を得てなす販賣、不當の報酬を得てなす販賣の媒介」をいふのであつて、暴利なりや否やは當該物品の従來の平均利潤及び通常の生産費若は仕入原價を考慮して、判断し又買占、賣惜なりや否やは従來の平均購入數量、販賣數量、更に生産若は消費規模、平均在荷高を考慮して判断し、季節的變動あるものは其の點も考慮することにな

つてゐます。

疑義解釋決定す

刑事局長通牒で通達

輸出入品等臨時措置法及びこれに關聯する商工省令中の疑義解釋に關し司法省刑事局では大審院檢事局並に商工省當局と打合せを累ねてゐたが漸く意見の一致を見たので九月十九日各檢事局宛刑事局長通牒によつて通達した。右通牒のうち一般營業者の須知すべき點は左の通り

【輸出入品等臨時措置法】

一、本法第五條の刑罰規定には沒收の付加刑を課することが出來追徴刑を付加することは出來ない。

【綿絲配給統制規則】

一、綿糸を供給して賃機に出すのを業としてゐる所謂出機屋は本令第一條に規定する工業者と

認める。

一、本令第三條及び第四條に規定する割當票の引換の時期に関する解釋は賣買契約の時同時に引換へてもよいが現品の受渡しを行ふ迄の間に引換へれば違反にならぬ。

一、本令には割當票の轉賣を禁ずる規定は存しない。然し本令に規定する割當票は記名式のものであるから他人名義の割當票によつて購入したものは割當票なくして買受けたものとなり處罰され讓受の情を知つて販賣した者も共犯として處罰される。また従つて割當票を轉賣した者は幫助として處罰される事がある。

【綿製品の販賣制限に関する件】

一、本令の條文面では商工大臣の指定したる者以外の者に對し販賣することを禁じてゐるだけで買受人の側に就いては何等觸れてゐないが工業者が綿糸を割當票によらずして買受けたときは配給統制規則違反となる。

【綿糸販賣價格取締規則】

一、本令により規定する價格の範圍内において販賣したるものでも暴利取締令に觸れるか否かの問題は純理から言つて觸れる場合があると認める。即ち綿糸販賣價格取締規則は最高價格を定めて値上りを防ぐのが目的であり暴利取締令は一定の利潤以上の不當利得を取締るのが目的だからである。但し綿糸販賣價格取締規則違反の場合は戒告なしに處分出来るが暴利取締令違反の場合は地方長官より一應の戒告があつて然る後に處分される。

【ゴム配給統制規則】

一、本令による購入票の引換期間は綿糸配給統制規則におけると同様契約の時から受渡迄の間と解釋する。

一、本令による購入票の轉賣は綿糸配給統制規則における轉賣と同様に解釋する。

【鐵鋼配給統制規則】

一、本令による割當證明書の引換期間の解釋は綿糸及びゴム配給統制規則におけると同様
一、本令による割當證明書の轉賣に関する解釋も綿糸及びゴム配給統制規則におけると同様

昭和十三年十月一日 印刷
昭和十三年十月五日 發行



製複許不

物資非常管理と

物價統制の解説

定價一圓六十錢

著者 半谷眞武

發行者 東京市目黒區綠ヶ丘二三八二
西下貞次

印刷者 東京市淺草區淺草橋二ノ一〇
竹本印刷所
竹本一二

發行所 東京市目黒區綠ヶ丘二三八二
砧書房

發賣所 東京市神田區神保町一
栗田書店
振替東京一一三三四
大阪市西區靱北通り二
盛久館
振替大阪七四三

法政圖第一課
33.9.5
調查立法考察局

10